

令和3年9月9日

令和3年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和3年9月6日 開会

令和3年9月17日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和3年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和3年9月9日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 第1番 | 伊藤 英人君 | 第2番 | 森田 紀子君 | 第3番 | 相田恵美子君 |
| 第4番 | 小山 辰美君 | 第5番 | 木村 圭君 | 第6番 | 大澤由香里君 |
| 第7番 | 澤本 幹男君 | 第8番 | 小峰 陽一君 | 第9番 | 石田 芳英君 |
| 第10番 | 宮野 亨君 | 第11番 | 高橋 邦男君 | 第12番 | 原島 幸次君 |

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

| | | | |
|----------|--------|--------|--------|
| 町 長 | 師岡 伸公君 | 副 町 長 | 井上 永一君 |
| 教 育 長 | 若菜 伸一君 | 企画財政課長 | 山宮 忠仁君 |
| 若者定住推進課長 | 新島 和貴君 | 総務課長 | 天野 成浩君 |
| 危機管理担当主幹 | 大串 清文君 | 住民課長 | 加藤 芳幸君 |
| 福祉保健課長 | 菊池 良君 | 観光産業課長 | 杉山 直也君 |
| 環境整備課長 | 坂村 孝成君 | 会計管理者 | 坂本 秀一君 |
| 教育課長 | 岡野 敏行君 | 病院事務長 | 須崎 洋司君 |

令和3年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和3年9月9日(木)

午前10時00分

開議

会期 令和3年9月6日～9月17日(12日間)

| 日程 | 議案番号 | 事 件 ・ 議 案 名 | 結 果 |
|----|-------|--|-----|
| 1 | — | 議長開議宣告 | — |
| 2 | — | 一般質問(11名) 1 澤本 幹男議員 2 高橋 邦男議員 3 石田 芳英議員 4 木村 圭議員 5 小山 辰美議員 6 相田恵美子議員 7 小峰 陽一議員 8 宮野 亨議員 9 伊藤 英人議員 10 森田 紀子議員 11 大澤由香里議員 | — |
| 3 | 陳情第3号 | 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情 | 不採択 |

(午後4時01分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 11 名であります。

これより通告順に行います。

本定例会における一般質問については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、質問事項は 2 項目以内、持ち時間は 1 人 40 分以内としておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

はじめに、7 番、澤本幹男議員。

〔7 番 澤本 幹男君 登壇〕

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。おはようございます。

それでは、2 点ほどお伺いをさせていただきます。

まず 1 点目でございます。奥多摩町の盛り土・残土処分についてでございます。

今年の 7 月 3 日、静岡県熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生して、多くの方が亡くなりました。現在、国や県で調査をしていますが、土石流の起点付近で崩落したのは、建設残土などの盛り土であり、工法が不適切であった可能性があるとされています。

急峻な地形を持つ奥多摩町にとっても、先日、小河内留浦で発生した土砂崩れのように心配です。

原因調査の中で、土地開発にかかわった業者が盛り土に産業廃棄物を混ぜるなどの不適切行為を繰り返し、県と市から再三にわたり行政指導を受けていたとされています。県は、盛り土がされた経緯や行政側の対応を検証するとしています。

奥多摩町は、盛り土や土地の埋立てがどのような状況なのか、下記についてお伺いします。

- 1、土地の埋立て、盛り土及び切り土行為の現況を教えてください。
- 2、残土等の処分と不法投棄はどのような状況か、教えてください。
- 3、上記に対して町はどう対処しているのか、お伺いいたします。

2 点目でございます。東京都市町村総合交付金の今後についてでございます。

奥多摩町は、毎年、東京都より多額の市町村総合交付金をいただいております。今年度予算では 14 億円を計上しています。昨年度は、予算 15 億円に対し、15 億 1,300 万円と

この条例では、事業区域の面積が500㎡以上の場合及び土砂等による土地の埋立て、盛り土を行うことにより、当該埋立て、または盛り土を行った土地の高さが1m以上となる行為を行う場合は、町長の許可が必要と規定しています。

この条例における許可の基準は、「事業区域及び周辺地域における道路、河川及び水路その他公共施設の構造等に支障が生じないよう必要な措置を講じること」や「事業区域及び周辺地域における自然環境の保全について必要な措置が講じられていること」、また、「いっ水防止、土砂等の流出防止、その他安全確保について必要な措置が講じられていること」、あるいは「騒音、振動、粉じん、水質汚染、土壌汚染等の公害発生防止の措置が講じられていること」など、多くの条件が許可基準として規定されています。

さらに条例施行規則では、許可申請に必要となる各種計画図面や土量の計算書、また、排水施設に関する流量計算書など、安全性を証明する詳細な資料の提出を義務づけており、許可を受けた事業者がこの条例の規定に違反した場合は、その事実を公表することができるとともに、過料を科す罰則も規定されております。

業者が事業を計画し、町に土地の埋立てや盛り土に関する許可申請が提出された際は、環境整備課長を委員長とし、企画財政課長、総務課長、住民課長、観光産業課長及び教育課長で構成する奥多摩町土砂等による土地の埋立て等事業審査委員会において事業の内容やその安全性について審査を行い、可否の決定を行うこととしており、事業の安全性と事業者の責任を重視した規制のハードルが高い条例・規則となっております。

条例が施行された平成9年4月1日以降、現在まで事業許可申請の受付はございませんが、今後、新たに事業者から許可申請が提出された際は、条例・規則に基づき、事業の内容を厳しく審査し、強く規制することで住民皆様の生活環境の保全に努めてまいります。

次に、2点目のご質問、残土等の処分と不法投棄はどのような状況か教えてくださいですが、町が発注する公共工事で発生する建設残土を含む建設副産物に関しましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、あるいは東京都建設リサイクルガイドラインに基づき、適正な処分を行っております。

町の道路新設改良事業や公共施設整備事業で発生する建設残土の処分につきましては、東京都から許可を受け、青梅市成木地区で東京都活用地協同組合が運営・管理をしております残土処分場に運搬し、処分を行っております。

なお、林道開設事業に伴い発生する残土につきましては、発生土量が多いことや奥山で搬出に伴う運搬距離が長くなることから、原則、林道事業区域内で処分することと規定されております。このため林道事業区域内におきましては、山林内の平坦部や窪地など残

土処分を行う適地の選定を行い、地権者にご承諾をいただき、安全確保の上、敷き均し処分をさせていただいておりますが、林道事業区域内の地形により処分適地の選定が困難な場合は、東京都との協議により、道路新設改良事業や公共施設整備事業と同様に、東京都活用土協同組合に搬出し、処分を行い、沢筋や谷地形への盛り土処分を避けることで土砂災害の防止に努めております。

次に、不法投棄についてであります。町内の不法投棄の現状を申し上げますと、平成30年度から令和2年度までの3カ年で56件発生しており、年間平均約19件の不法投棄の件数となっております。

代表的な投棄物は、家電製品や家具類、或いは布団類、古タイヤなどとなっております。

町全体の不法投棄対策では、不法投棄の監視活動を行うとともに、不法投棄が多く発生する場所には立ち入り禁止のロープによる規制と看板の設置、また、ダミーの監視カメラを設置するなど対策を講じております。

次に、3点目のご質問、上記に対して町はどう対処しているかですが、最近では周辺に人家がなく、人目が届かず、車から直接投棄が可能な林道での不法投棄が多く発生している状況であるため、地元自治会や山林所有者、ワサビ田耕作者にご理解をいただき、町が管理する林道で不法投棄が発生した場合、鎖と錠で入口を施錠し、一般車両の進入を規制する対応を行っております。

また、こうした対策とは別に、投棄物から原因者が特定できるものが発見された場合は、警察に通報することとし、厳しく対応を行っております。

今後は、不法投棄防止パトロールを強化し、青梅警察署、道路管理者及び地域の皆様と連携するとともに、自治会推薦により選出していただいております環境保全員の皆様にもご協力をいただき、不法投棄の防止に努めてまいります。

住民皆様の日常生活において安全・安心の確保が極めて重要でございますので、盛り土行為や不法投棄などの行為につきまして条例や規則に基づき強い対応や規制を行うことで、毎日安心して暮らせる住みよい、住み続けたいまちづくりに努めてまいります。

次に、東京都市町村総合交付金の今後についてお答えをいたします。

令和3年度の一般会計当初予算における総合交付金の計上額は14億円であり、過去2カ年の当該予算計上額と比較しますと、予算上は減少傾向にありますが、これにつきましては、大きなところでは各年度の普通建設事業費の予算規模に応じ、交付される、まちづくり振興割の額が変動しているものであり、そういった意味では、実情にあった予算を編成させていただいております。

また、交付額に関しましては、令和元年度及び2年度では、東京都のご理解により、台風第19号災害の影響を多分に考慮していただき、特に、令和元年度では災害復旧分として翌年度の活用も見通した上乘せ交付並びに災害復旧復興特別交付金の交付もございました。

このようにその時々々の財政需要や突発的な災害等の影響も受けつつ、年度ごとの交付額は変動してまいります。必要な財源は確保されており、財政指標を含め、現状では健全な財政運営を続けております。

議員からは町税等の減収や都のコロナ対策に資する財政出動等の状況から、町の今後を心配されるご発言をいただき、その上で、どのような努力をしていくかのご質問をいただきました。

町では企画財政課におきまして、総合交付金の所管局であります都総務局行政部市町村課と年3回の財政事情ヒアリング等を通じて、当該年度の執行状況は言うまでもなく、中・長期的な計画や課題も含め、町の行財政運営に関して実情を説明し、必要な財政支援を受けられるようヒアリングに臨んでおります。

また、西多摩の4町村で組織しております西多摩郡町村財政研究会におきましては、都市町村課職員をお招きし、講義等を通じての情報提供や情報交換を行うとともに、各町村の管内を視察していただき、西多摩郡町村への理解を深めていただくよう努めております。

直近では、この8月に財政研究会総会が開催されましたが、奥多摩町が会長であったため、昨年の秋に続き、総会の前段で管内視察を実施し、町の特有の地形に伴う生活環境や行政エリアの広さを現地で体感していただき、都市部とは異なる過疎地域の現状を認識いただき、さらなる財政支援の必要性を訴えました。

また、都市町村課では総合交付金検査と地方交付税検査を隔年で交互に実施しておりますが、この検査時にも町内の現場を視察していただき、都庁での業務に反映していただくよう、そして、先日の小河内地区における国道の土砂崩れの際もそうですが、住民生活への影響や財政需要の見通し等につきまして都市町村課に情報提供を行い、日頃から緊密な連携を図っており、町の行財政運営に資するよう努めております。

これら事務レベル以外の部分では、私から東京都町村会を通じての市町村協議会や知事と区市町村長との意見交換等の場において、直接小池東京都知事に財政支援等のお願いをしております。

令和2年度の総合交付金の交付額は、前年度比較では1億7,300万円ほどの減額ではありましたが、この要因につきましては、普通建設事業費の減に伴い、当該事業費に充当で

きるまちづくり振興割の項目が2億600万円の減額になったことや財政事情割等に含まれる経営努力割では、町の税徴収率は既に高い状況にある中、当該項目は改善率を重視するため、他の自治体の影響を受け、8,700万円の減額となっています。

一方で、同じ財政事情割等に含まれ、各市町村独自の財政需要に対し、特別に交付される、「その他知事が認める対策」の項目では、町の状況を東京都にご理解いただき、前年度比で1億3,300万円の増額となる特段のご配慮をいただき、これらの結果、15億円を超える交付額となりました。

通常の算定であれば、「その他知事が認める対策」の項目で、これほどの増額は見込めない状況であり、場合によってはさらに減額された交付結果もあり得る状況でしたが、議員がおっしゃるところの努力の結果が結実したものと考えております。

なお、議員もご承知のとおり、町は、国都への財源依存率が高い中での財政運営を行っております。

東京都市町村総合交付金につきましては、今後も引き続き必要な財政支援を受けるべく努力してまいります。コロナ禍の状況が続く中では、市町村に対する東京都の財政支援もこれまでと同様であるかは不透明であります。

一方で、普通交付税は、ここ数年、交付額が増額されている傾向にあり、積立基金への積み増しができている状況であります。

町といたしましては、これからも総合交付金を重視し、住民サービス維持向上の観点から、財源確保に努力していく姿勢は変わりありませんが、総合交付金一辺倒ではなく、様々な方面にアンテナを張りつつ、財源確保に努め、単年度での数値で判断することなく、将来にわたって安定的な財政運営が実現できるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） 盛り土、残土処分については、また、ほかの議員さんからも一般質問ありますので、そこでまた回答を聞かせていただきたいと思います。

総合交付金の今後についてでございますが、ご答弁ありがとうございました。その中で、都と課と年3回ヒアリングをやっているとか、検査を実質的に見てもらっているとか、西多摩の4町村の会合でも訴えて行くとか、そういうことを聞きました。そういうことで現状もよく見ていただいているということも分かりました。でも、先ほどご答弁の中で、特別依頼して、その他の項目で1億3,000万上乗せになったということでもありますから、それはその他で特別に出たということは、もしそれがなかったらそれがなくなったというこ

との証でもありますことですので、そういう意味では、町税が減収している中で、非常に重みというものは今後もしばらくは変わらないと思います。様々な検討をしていくと言いつつも、現状では総合交付金に頼っているのがメインであるんで、そういう意味では、今のご説明は、一生懸命やっているという努力は分かるんですけど、もう少し何か私としては、町というか、皆さん一生懸命頑張っていますけど、いろんなことで考えていく必要があるのかなと思うんですが、そのことについて上手く説明できませんけども、様々な方向を考えていくということについては分かるんですけど、しばらくはそういう意味では、総合交付金頼りということは良くないですけど、せざるを得ないと思うんですが、そのところについてどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本幹男議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

東京都市町村総合交付金の今後についてということで、町長からの答弁の内容については一定のご理解をいただけたというふうに思うところでございますが、そうは言っても、実質的には今後も東京都の総合交付金に頼っていくというスタイルは変わらないのではないかとこの中で、町としてさらにもう一步と申しますか、そういったところをどうやって行くのかというようなご質問の内容かというふうに承っております。

令和2年度につきましては、数字的には確かに減ったという状況ではございますけれども、町長からも答弁申し上げましたとおりに、実情においてはそこまで到達するのも実際は難しかったという状況の中で、知事が特別に認める部分ということで、これについては、年明けの1月の最終ヒアリングの際に年度末の交付見込額というのが口頭ではあるんですけども、希望的なものが伝えられます、町のほうに。そのときに非常に少ない数字ではありました。そのもう一步という部分で言いますと、その後に私のほうから行政部のほうに直接、今こういうコロナ禍なのでお伺いはできなかつたんですけども、市町村課長のほうに町の実情とかを電話ではあるんですが、詳細にお伝えしまして、以前にも澤本議員からこれに関してはお説明していますけど、予算割れというような状況もあり得るので、ぜひ災害のこともありますので、お願いしますということで、今回については特に災害復旧の部分も、今後も、今実際そうですけれども、ワサビ田の災害復旧も続いていますし、対岸の遊歩道の災害復旧も続いているということもくみ取っていただいて、最近のことも含めて交付をしていただいたという実情がございます。

2年度の39市町村の全体の交付額というのは、東京都のホームページでも公表されて

おりまして、澤本議員からも近隣町村の状況は増えているのに町は減っているというお話をいただいています。ただ、全体に目を向けますと、39 団体のうちの3分の1強は、前年度比較で減額になっているんですね。これは奥多摩のみが減っているという見方ではなくて、東京都の総合交付金の予算は増えていますが、実際には財源補完ということで、財政力の厳しいところに向けていくという、そのスタイルは変わらないんですけども、ただ、そうは言いつつも市は市のほうで、羽村市なんかもそうですけども、やっぱりうちなんかよりも全然基金が減っちゃっているんですね。法人税が落ちたりとかそういうこともあって。そういう状況があると、市町村課としてもそこにもやはり目を向けなければいけないということもあるので、東京都とすれば全体を見ながらの中での配分計画ということにはならざるを得ないという話は、これは数年前からいただいているところであります。

ただ、そういった中でも東京都のほうも奥多摩町の意をくみ取っていただいてこういう状況になっておりますので、これについては非常に町としてもありがたい事項でありますし、こういう形で今後も引き続き努力は重ねていきます。

ただ、それはあくまでもイニシアチブは東京都が握っている部分でありますので、重視することには変わりないんですけど、ただそれ一辺倒で、そこで転んでしまったときに、じゃあどうしますかといったときに次の手がないということのほうが問題かなと思っていますので、重視はしながらも、先ほど言っていますとおり、普通交付税の部分が今、幸いにも増えているという状況もある中で、全体を見ながら徴収率の部分も町はそもそもが高いという状況の中で、ただ、東京都の算定の仕方は改善率を見てしまうので、うちよりも徴収率が低くても前年度比較で改善率が良くなっちゃうと、そっちのほうで金額が上がっちゃうんですね。そういうことも含めて、町村会でもそういうところの改善見直しを要望はしていますけど、そこは動いてくれないという状況がありますので、次の努力としたらそういうところの高い徴収率を維持しているんだから、そこにもうちょっと目を向けてほしいというところは今後、町村会要望なども通じて西多摩郡とかでさらにプッシュしていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても2年度につきましては、「その他知事が認める対策」というところで15億円のうちの7億2,000万円という非常に大きなウエートを見ていただいているという実情もあります。それから以前、16億円超えていた部分もあります。ただ、その時代、平成26年度とかにつきましては、はとのす荘という10数億円、3年間かけて造った建設事業費もありましたんで、それはそれに伴って総合交付金も支援していただいた。ただ、そのときには同時に6対4ぐらいの割合で町のほうも基金を、決算を見ていただけ

れば分かりますけど、崩しているんですよね。もらったからいいという話じゃなくて、それは東京都のほうも痛み分けじゃないですけども、町のほうも出してくださいよというのは当然ありますので、先ほど町長からも答弁ありましたとおり、単年度の数値というのは、今回の決算の議会でもそうですけれども、ちょっとクローズアップはされてしまうんですけども、それはそれとして、私たち財政当局としましては、中・長期的に町の財政運営をどういうふうに持っていくかということが目的でありまして、総合交付金の数が大きければ確かにありがたいんですが、余裕はできるんですけども、ただ、そこだけじゃなくてという意味での総合的に財源確保して行って、その最終の目的というのは住民の皆様のサービスの維持とか、向上とかそういう水準を保つということになるかと思いますので、そこを念頭に置きながら今後も財政運営に努めていきたいというふうに思っていますので、ご理解のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 交付金のほうのご質問ありがとうございました。本当にこのコロナ禍の中で、私も行政部市町村課と電話対応とかいろいろしていますが、顔を覚えて直接お話ししないと、なかなか事務レベル上のことだけでなく、いろんな意思の疎通、情報交換をしなくちゃいけないということは重々承知しているんですけども。この間電話したときも、今は来てくれるなというふうなこともあったりして、その辺が非常に辛いところであります。

今後もしろんな情報交換をするためにやはりフェース・ツー・フェースで話をして、いろんな情報をつかんでいくというのが私の仕事だと思いますので、もう少しの時間、コロナ禍収束というか、減少傾向に向かった中で、やはり都庁へ足繁く通って、そういうふうな情報交換をしながら、やはり交付金メインでありますので、そのあたりをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 澤本議員、よろしいですか。

○7番（澤本 幹男君） ご答弁いろいろありがとうございました。町も努力をされて高いいろんな徴収率を維持して努力をされていることは重々承知です。町長も努力をされるということをお伺いしましたが、全体的にコロナ禍によって東京都のいろんな締めつけが各方面には必ず出てくるわけですから、そういう意味では、もちろんいろんなことを考えていくということもそうだし、もちろん当てにし過ぎという問題もあるかもしれませんが、総合的に、企画財政課長もお話がありましたように、全体的に今後もよく見ていくということもありました。ぜひともこの問題は全員で、議員も含めて注視して、町の大きな

問題ですので、大切にしながら、いただいたお金は十分に住民サービスに届くように維持をお願いをしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、11番、高橋邦男議員。

〔11番 高橋 邦男君 登壇〕

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

では、2件質問させていただきます。

1件目ですが、災害時の国道・都道寸断に伴う交通障害についてであります。

令和元年10月の台風第19号による日原街道の崩落では7カ月余りに及ぶ車両通行止め、全面開通までには1年4カ月余りを要し、多くの地域住民皆さんが長期にわたり不便な生活を余儀なくされました。また、この7月には小河内地区で土砂崩れにより国道411号線が車両通行止めとなり、10日後に片側交通通行ができるようになりました。

日原街道の崩落では寸断箇所前後の送迎や片側交互通行時におけるミニバスの導入、小河内地区の土砂崩れでは迂回路として奥多摩周遊道路の交通規制の緩和、水質調査船での児童の通学、通院やワクチン接種時の送迎などが行われ、いずれの場合も町や都、地元自治会、関係者の皆さんの協力で、できる限りの支援を行っていただいたと思っています。

しかし、奥多摩町においては災害時における国道・都道の寸断は予想され、特に日原地区、小河内地区においては、その危険性が大きいと思っています。今後、危険箇所の点検、それから迂回路の整備とともに、道路寸断に伴う交通障害への対応を準備しておく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、次の質問にお答えください。

国道・都道の寸断に伴う交通障害への対策を町はどのように考えていますか。

2件目の質問であります。町の可燃ごみ10%減量化大作戦についてお伺いいたします。

町は、この6月の1カ月間、レッツ・トライ「可燃ごみ10%減量化大作戦」を展開し、住民皆さんに可燃ごみの減量化を呼びかけ、その結果が次のように報告されました。そこに表があります。目標としては、1人1日当たりの可燃ごみの量638.4g。これは令和元年の1人1日当たりの可燃ごみ量709.4gから算出して10%減ということで目標を立てています。結果なんですけども、713.1g。差し引きでいうと74.7gとちょっと大きい数字になっています。

ただ、前年比 709.4gから比べれば 3.7g増ということであります。残念ながら今回の取り組みではプラス 74.7gと、目標を達成することができませんでした。

町では増加の要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う緊急事態宣言発令期間中でもあり、在宅時間が長くなったことなどの影響が考えられると分析しています。確かに在宅時間が長くなり、家で食事を取ることが多くなったことも一因であると思いますが、私は次のようなことも一因と考えています。

1つは、商店が少ないということで、どうしてもまとめ買いをします。そういうために食品ロスが多いのではないかと。それから、特に生ごみの出し方が徹底していない。水切りが一番大きいんじゃないかと思うんですけども。それからもう一つ、やっぱり町の呼びかけが弱かったんじゃないかなというふうに思っています。住民の皆さんへの周知、それから協力依頼の工夫、その辺がちょっと欠けていたかな、弱かったかなと思っています。

町では引き続き生ごみ 10%減量化を呼びかけていくようですけども、ここで達成できなかった要因をしっかりと検証して、次の対策を考えるべきであると思っています。

そこで、次の質問にお答えください。

今後の「生ごみ 10%減量化大作戦」の取り組みについて町はどのように考えていますか。

以上 2 件お願いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 高橋邦男議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、ご質問の 1 点目、災害時の国道・都道寸断に伴う交通障害であります。町の中央を東西に結ぶ国道 411 号線は、多くの住民皆様の日常生活に直結する唯一の幹線道路であるとともに、一般都道 204 号線（日原街道）は、大沢・日原地区の住民皆様に、大丹波地区の一般都道 202 号線（上成木川井線）は、大丹波地域の住民皆様にとって命の道であり、それぞれの地域にとって大変重要な社会基盤施設であると捉えております。

町では町内の国道や都道といった重要路線につきまして、狭小幅員の解消、道路斜面の補強・強化、急カーブの拡幅など、災害防除事業の実施について道路管理者であります西多摩建設事務所に対し、毎年継続して要望していることはご理解いただいていることと存じます。

ご質問の国道・都道の寸断に伴う交通障害の対策をどのように考えていますかですが、現在、東京都建設局により小留浦地区と丹三郎地区を結ぶ約 7 km の区間を国道 411

号線のバイパスとして多摩川南岸道路の整備が進められておりますが、バイパスが整備されることで地域防災力の向上や移動時間短縮のほか、災害時の孤立化防止、避難ルートの確保に大きく寄与するものと考えております。

また、上流の小留浦地区から奥多摩湖までの国道 411 号線は、道路幅員が狭く、上部斜面が急勾配な上、狭小トンネルが 7カ所存在しており、建築限界の問題、あるいは現行の道路構造令を満たしていないなど、災害を誘発する要素が顕在化しております。

このため東京都建設局に対し、この区間についてトンネル構造によるバイパス路線の整備を継続して要望しており、東京都からは既に航空測量を実施しており、今後、概略設計を進め、将来に向けた整備方針の検討を行っていく予定との回答をいただいております。

一方、都道 204 号線（日原街道）では、令和元年東日本台風の影響により、道路が崩落する災害が発生し、日原地域の住民皆様には長時間にわたりご不便、ご心配をおかけしたところであります。

町では令和元年東日本台風の災害を経験し、アクセスルートが限られている日原地域において激甚化する自然災害に備えたダブルネットワークの構築として、一般都道 204 号線（日原街道）のバイパス機能を有した安全で安心できる新たなアクセスルートの整備について、東京都予算編成に対する要望において新たな要望事項として整備要望を行っております。

また、大丹波地区の一般都道 202 号線（上成木川井線）では、町の道路整備事業におきまして大丹波釣場の下流から大丹波川を横断し、都道と熊沢線林道を接続する町道南平熊沢線の整備計画を鋭意進めており、完成の暁には J R 川井駅下を通る町道川井駅前線を経由し、国道 411 号線に接続する迂回ルートが確保される見通しであります。

いずれにいたしましても令和元年東日本台風、本年 7 月の小河内地区での通行止めの対応を教訓として自治会、関係機関とも協力し、それぞれの地域に必要な対策を準備し、災害から住民皆様の生命、財産と生活を守ることを念頭に、国道・都道のバイパスルートの整備が早期に実現されますよう、引き続き要望、或いは働きかけを行い、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

次に、ご質問の 2 点目、「可燃ごみ 10%減量化大作戦」についてであります。令和 3 年第 1 回町議会定例会におきまして高橋議員より、ごみ減量、特に可燃ごみについて一般質問をいただき、6 月 1 カ月間に期間を限定し、可燃ごみ 10%減量月間を設けてみることなど、貴重なご提案をいただきました。

町では議員からの提案を参考とさせていただき、広報おくたま 5 月号にレッツ・トライ

「可燃ごみ 10%減量化大作戦」と題したアイキャッチコピーを掲載し、住民皆様にごみの発生量や処理・処分状況、西秋川衛生組合構成市町村との比較など、ごみ処理の状況について数値でお知らせするとともに、減量化への取り組み方法の参考例をご紹介します、ごみ量 10%削減のトライ目標達成への協力をお願いさせていただきました。

今回のトライ結果は、1人当たりの目標値 638.4gに対して 713.2gで、プラス 74.7gとなり、まことに残念ではありますが、目標を達成することができませんでした。

トライ目標を達成できなかった大きな要因としては、やはりコロナ禍における社会環境が個人の生活スタイルの変化に大きく影響を及ぼしていると考えられますが、議員が申されるように、食品ロスの問題、生ごみの出し方の問題、あるいは町の情報発信の弱さなども深く関係しており、複合的な要因によるものと考えております。

町では今後も「可燃ごみ 10%減量化大作戦」を引き続き住民皆様に呼びかけてまいります。また、トライ目標の達成に向けた取り組みの一つとして、奥多摩町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金の紹介・PR方法をさらに充実したいと考えております。

先般、高橋議員にも生ごみ処理容器等購入費補助金をご活用いただき、電気式の生ごみ処理機を購入いただき、生ごみの減量にご協力をいただいているところでございますが、議員からも住民皆様にこの補助金制度や生ごみ処理機について広く情報発信をしていただけたら幸いです。

奥多摩町家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の交付実績について申し上げますと、平成28年度から令和2年度までの4年間で、年間平均わずか2件という交付実績でございましたが、令和2年度は大きく増加し、7件の交付実績となりました。今年度につきましても4月から8月の間で既に4件の補助金申請を受け付けておりまして、電気式の生ごみ処理機やコンポスターを活用して、自宅で生ごみの処理を行うという考え方が徐々にではありますが、住民皆様の中に浸透してきているという手ごたえを感じております。

引き続き住民皆様に、ごみの発生量や処理・処分の状況について数値やグラフ、あるいは図柄を用いてお知らせをする、ごみの見える化を進めると同時に、定期的に生ごみ減量化への取り組み方法の参考例を紹介させていただくなど、住民皆様への情報発信の内容・方法についてさらに知恵と工夫を凝らし、「可燃ごみ 10%減量化大作戦」のトライ目標達成に向け、引き続き取り組んでまいります。

○議長（原島 幸次君） 高橋邦男議員、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（高橋 邦男君） 答弁ありがとうございました。

では、それぞれ1件ずつ2件質問させていただきます。

まず最初の災害時の交通障害ということで1件質問させていただきます。迂回路の整備となると多額の予算、また、長期にわたる工事時間がかかるということで、なかなか数年でというわけにはいかないと思います。ただ、東京都のほうへ要望はしているということで、それは強く毎年して行ってほしいと思います。

そこで質問なんですけども、今回の小河内の崩落のとき、実は、自分の知り合いの人で、グリーンウッドに勤めている方がいまして、小菅村のほうから来ているという方で、10日間ですけど、周遊道路を通過して、檜原を抜けて2時間とか言ってましたっけ、往復だと4時間以上になりますかね。かかるという話を聞きました。10日間ですから、そんなには、日原のような1年以上にわたるあれとは違いますけども。

そこで質問なんですけども、災害住宅に、例えば仮住まいで避難された方、これは日原の場合で考えてほしいんですけど、いたのかどうか。あるいは町で、災害住宅といってもそんなに人数的に収容できるほどはないと思うんで、例えば町内の旅館等を借り上げて、そこを仮住まいにするとか、そういうことも考えているのかどうか、その辺をお答えしてほしいと思います。

それから、もう一点、ごみ減量なんですけども、町のほうもね大きな大作戦、始めていただいて本当にありがとうございます。それで、結果のほうはすぐには出ないと思うんですけども、今後、これから本格的に町のほうも本腰を入れてやってもらえればありがたいと思います。

そこで、住民の方への協力依頼ですかね、その辺が先ほどの答弁でもありましたけども、今後、ごみの見える化というのは大切だと思います。今回、広報で結果を発表していただいて、結構見た人もいるようなんですけども。

それで自分のほうから、これは質問というより提案になるかもしれません。もしあれだったら答弁はどちらでも結構です。住民への周知として、広報だとか、防災無線ももちろんいいんですけども、それ以外に自治会連合会とか、あるいは廃棄物等推進委員会の方への協力依頼、コロナ禍でちょっと今なかなか活動できないんですけども、住民の皆さんを動かして住民の皆さんへ周知するということが一番いいのかなと思います。

それともう一つ、これは小・中学校の児童・生徒への指導になるかと思うんですけども、別に授業の中でなくてもいいと思うんですけどね。例えば家庭で生ごみの処理についてどういう工夫しているとか、あるいは水切りとかというそういう工夫したらどうだという話をしてもらってもいいし、あるいはごみ処理事業費、2年度の決算見ますと、ごみ処理事業費が総額で約1億5,600万円ほどかかっています。ですから、この数字ももしかしたら

住民の皆さんはご存じないかもしれないですね。1億5,600万というと、5,000人で割ると1人3万ちょっとぐらいになりますかね。1人当たり3万円ぐらい負担しているというふうになると思いますので、例えばこういう数字を児童・生徒に何らかの指導の中で、このぐらいかかっているんだよということをちょっと教えるというのもいいんじゃないかなと思います。

ということで、2件目については提案ですので、答弁はどちらでも結構です。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 危険管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 11番、高橋議員の再質問、まず7月の小河内の崩落、国道の通行止め関連ございましたので、その点について私より回答させていただきます。

再質問ありましたとおり、7月、小河内地内で発生した土砂崩れの際、国道の通行止めによりまして、特に、小河内地域の皆様、さらには議員からご指摘ありました丹波山村、小菅村からも町内の事業所に通勤される方もいらっしゃったことは町としても把握したところでございます。

議員から再質問の中で、1点目、町の住宅に避難された方いらっしゃったかということでございますが、今回についてはございませんでした。

2点目として、町内の旅館を借り上げて、そちらへの一時的な避難という説も受けましたけれども、今回については、その点についてもございませんでした。ただし、議員から再質問来ている中で、今回10日余りではありますけれども、やはり1週間を超えるというところの中、日々の通勤の状況等もでございます。

今後、いつ何どきまた災害が発生するかわかりませんし、民間の旅館の借り上げについては、昨年からのほうも災害の指定になった場合は、国からの補助が出るような形になってございますので、災害の状況に応じて民間の旅館の借り上げ等も視野に入れて対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解どうぞよろしくお願いいたします。

1件目については以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 2点目のごみの関係のご質問ということで、ご意見等も伺ったところでございますが、一言答弁させていただきたいと思います。

今回も議員からは貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございます。議員からいただきました自治会連合会への協力でありますとか、それから、廃棄物の委員さんへの

協力依頼、また、学校において小・中学校の生徒への啓蒙啓発活動等も必要じゃないかというようなご提案をいただきました。

私も今回、トライの関係を振り返って考えてみますと、確かに情報発信が弱かったのかなというのは私自身も感じているところでございます。この辺につきましましては、今後、改めて工夫をして、住民皆さんのほうに深く浸透していくように改善に努めていきたいというふうに思っております。

それから、生ごみ処理機の関係も答弁の中でお話ございました。こちらにつきましても 2016 年の 4 月から町のホームページ上で、ごみの出し方、リサイクル助成のコーナーの中で制度についてご紹介させていただいているところなんです、改めて見直してみますと、やはり住民皆さんの目につきにくい部分があるのかなということも改めて今回確認できましたので、そういったことの改善も含めまして、今後、取り組みを進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 高橋議員の質問のうち、小・中学校の児童・生徒への指導についてのことでお答えいたします。

奥多摩町では学習用の教材として、「わたしたちと奥多摩町」という副教材を作っております、その中でごみの処理について、また、処理の流れについて最終処分場をどこに持っていくかなどを含めまして触れておりまして、それを用いまして学校の中でそちらを教材として使用することでごみ処理について教育指導等をしております。

あと、先ほどの避難の関係ですが、避難ではないんですが、日原にお住まいの方で、障がい上の問題で教員住宅を一時的に借り上げをいたしまして、1 件、氷川のほうに一時的に住んでいただいたという事例がございました。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） ごみ減量大作戦ですけれども、私の意識も非常に低かったなというふうに今反省をしているところなんです、このご質問をいただいてから、生ごみ処理機どんなものがあるか、ちょっとネットで調べたりいろいろしてまして、私自身もこの議会が終わりましたら早速実践をしていきたいというふうに考えています。

それから、家庭用の処理機とは別に事業所等には相当なレベルの容量の処理機もあるようです。事業所自体はそういう機器の導入に対しては、なかなか予算措置とか難しいとは思いますが、ただ声をかけるという意味では、そういうところも少し率先してやんなきゃ

いけないかなと、町全体の意識高揚のためには、そういう啓発活動も必要ではないかというふうに今考えているところでございます。

それから、74g。ちょうど二十二、三cmのマス1匹ぐらいの重さなんですね。細かくすれば何とかこの数字、数字自体は大きいですけども、やってできないことはないなというふうに感じましたので、今後しっかりとごみ減量、というのは、やはり屋根のないごみのステーションなんかでどうしても生ごみ、カラスをはじめ、いろんな小動物の被害が出ていて、その処理を係の方がやっているところを見ると、やっぱりしっかりとごみは出さなくちゃいけないとともに、生ごみを処理する家庭が多くなれば、そういうことも少なくなるし、仕事もはかどっていくのではないかということも感じておりますので、しっかりとやってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 高橋邦夫議員、よろしいですか。

○11番（高橋 邦男君） ありがとうございます。以上で終わりにします。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時10分から再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは、1点、多摩川南岸道路の現状と今後の整備についてお伺いさせていただきます。

都道多摩川南岸道路は、平成5年度に着工以来、氷川の笹平から棚沢までの第1工区から第3工区までが完成し、残すところ丹三郎までの第4工区を残すのみとなっております。計画では早期に完了を目指すとありますが、まだ丹三郎工区が着工していない状況です。

多摩川南岸道路は、交通の利便性の確保、災害時の青梅街道の補完道路、多摩川南岸地域の活性化などの利点があるかと思っておりますので、早期に完成し、事業に供することが望まれます。

また、町としても完成後は、まちおこしや防災対策、また、観光などに利活用の道が開けてくるのかなと思います。

以上を踏まえて以下お尋ねいたします。

1点目としましては、多摩川南岸道路第4工区（丹三郎工区）の現状と令和3年度以降の整備計画の状況についてお伺いをいたします。

2点目としまして、多摩川南岸道路完成後は、まちおこしなど周辺の地域活性化や防災、観光などの利活用推進ができると思いますが、この点につきまして町長のご所見をお伺いいたします。

以上2点についてお伺いしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の多摩川南岸道路の現状と今後の整備についての一般質問にお答えいたします。

多摩川南岸道路は、国道411号線の交通渋滞の緩和や災害時における迂回ルートの確保を目的に、東京都建設局により、平成5年度から海沢工区の工事が着手され、全体延長7kmのうち、既に城山工区までの5.1kmが供用開始となり、残すところ丹三郎工区の1.9kmが整備されることとなっております。

ご質問の1点目、多摩川南岸道路第4工区（丹三郎工区）の現状と令和3年度以降の整備計画状況についてお伺いしますであります。西多摩建設事務所では、多摩川南岸道路の早期完了を目指しており、平成29年10月26日、27日の両日に丹三郎地区と寸庭地区において丹三郎工区の事業概要及び測量説明会が開催され、関係する住民皆様への概要を説明し、協力依頼が行われております。

その後、平成31年2月21日には寸庭地区の住民を対象に、多摩川南岸道路と寸庭地区を結ぶ仮称・寸庭連絡路の概要説明会が開催され、接続ルートについて説明がされております。

現在、丹三郎工区につきましては、橋梁3カ所とトンネルの整備に係る事業が継続して実施されており、令和元年度には橋梁及びトンネルの予備設計が実施され、令和2年度から令和3年度にかけては用地測量が実施されており、令和3年度後半には関係する地権者を対象とした用地説明会を開催したい旨、伺っております。

また、令和4年度以降は用地買収へ移行するとされておりますが、用地買収には多くの時間を要するものと考えております。

この用地買収により、建設用地が確保されれば橋梁やトンネル工事に伴う実施設計が行われ、その後、本格的に工事着手の運びとなりますが、丹三郎工区の橋梁3カ所の整備とトンネルの掘削工事には概ね6年から7年の工期が必要とされており、完成までには多くの時間を要すると聞いておりますので、多摩川南岸道路の早期全線開通に向け、引き続き東京都に対し、整備要望を行ってまいります。

次に、ご質問の2点目、多摩川南岸道路完成後は、まちおこしなど周辺の地域活性化や防災・観光などの利活用推進ができるかと思いますが、この点について町長のご所見をお伺いいたしますであります。多摩川南岸道路の完成後は、地域防災力の向上や移動時間の短縮が図れるとともに、この命の道の整備により、災害時の孤立化防止や過疎化、高齢化が進む町の安全・安心なまちづくりに大きく寄与するものと考えていますが、全線開通には今しばらく時間が必要でありますので、コロナ収束後の新しい社会情勢を見据え、個人の生活スタイルの変化や多様化する観光需要にアンテナを張ることで、社会環境の変化や観光来遊者のニーズを的確にとらえ、地域の活性化や観光産業の発展につながるよう、町全体の総合的な観光施策を推進していく中で、多摩川南岸道路周辺における環境整備や有効な利活用について研究し、検討してまいります。よろしくお願いたします。

○議長（原島 幸次君） 石田芳英議員、再質問はありますか。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。今、ご答弁にありますように、都道の建設ということで大体6年から7年かかると。気の長い話でございますけれども、着実に推進していただいて、町からも東京都建設局のほうに要望していただいて、早期に実現するように願っております。

特に質問はないんですけれども、やはり今、町長からご答弁がありましたように、観光や防災に大変寄与されるということで、また、まちづくりにつきましても奥多摩町の新しい魅力を引き出せる方策が考えられるのかな、そういう可能性が出てくるかなと思いますので、ぜひ町のランドデザインを描きながら推進をできたらなと思いますので、お願い申し上げたいと思います。

簡単ですけど、私からはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 私からは、2件質問させていただきます。

まず1件目ですけど、町内盛り土の今後の管理運営についてです。これは、先ほど澤本議員が質問された関連になるかと思えます。

今年7月3日、静岡県熱海市で起きました土石流は、住宅街の上部より約5万6,000 m³の土砂が崩れ落ち、川沿いに2km下の伊豆山港に達しました。川沿いの住宅が土石流に巻き込まれる災害が発生しました。この災害によりまして9月3日現在 26名の死亡が確認され、なお1人の方が行方不明となっております。

この土石流の発生の原因は、記録的な大雨と住宅街の上部の盛り土とされています。原因の一つの大雨は、今後もさらに線状降雨帯等の発生により、激しくなることが予想され、防ぐことは難しいと考えられます。

もう一つの原因であります盛り土は、奥多摩町の町内の谷上部に多く点在しています。この盛り土は、管理運営を適切に行えば防げる、起きても最小限と考えます。令和元年の台風第19号により、町内の盛り土、残土捨て場から土砂の流出が数カ所ありました。幸い人身事故には至りませんでした。復旧にも細心の施工管理が求められます。

そこで、以下質問いたします。

- 1、現状の盛り土、残土捨て場の今後の管理運営について。
- 2、今後、公共工事から発生する残土の処理、処分方法について。
- 3、今回の災害により、全国で国による法規制等が高まり、残土が自治体の境を超えて流通し、規制の緩い自治体に集中することを踏まえ、町内新規盛り土の許可についてお伺いします。

2件目でございます。南氷川街灯撤去に伴う今後について。

南氷川街灯組合は、昭和46年に南氷川2丁目（民宿鉢の木から旧タナカ屋洋品店まで）の商店が中心になり、商店街の活性化と防犯に寄与するため結成され、街灯を国道411号線歩道に許可を得て15基設置し、管理運営してまいりました。

当時は、商店が24軒、24軒と言いますとすべてと言っていい、1軒だけお店ではなかったですけど、ほぼすべてお店でありました。活況を呈しておりましたが、現在では10軒となっております。街灯の維持費と電気代を2丁目の商店と一般住宅で賄ってきましたが、街灯の老朽化が進み、台風などの強風により、破損するおそれが出てきたため、組合では今後、会員の減少も視野に入れ、街灯の撤去が可能かどうか検討しております。

この地区は、買い物客や町民の通勤・通学道であるとともに、奥多摩郵便局、奥多摩消防署、西多摩建設事務所奥多摩工区、奥多摩町シルバー人材センターなどの通勤する人の

通勤路にもなっています。また、氷川保育園があり、園児と送迎の保護者もおります。そして、この通りは、観光客や雲取山石尾根ルートにもなっており、多くの利用者があります。

現在、この範囲の国道の街灯は3灯のみで、南氷川街灯組合の街灯が撤去されますと、かなり暗くなり、防犯上、道路交通上の問題が懸念されます。町民、通勤者、観光客等の安全・安心の確保について町のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、町内盛り土の今後の管理運営についてですが、まず1点目のご質問、現状の盛り土、残土捨て場の今後の管理運営についてであります。令和元年10月6日に発生した大型で強い勢力の台風第19号、令和元年度東日本台風は、町管内で610.5mmの記録的な雨量を記録しました。この大雨により、町が管理する林道の大丹波線林道及び槐木線林道におきまして開設事業の際に盛り土を行った残土捨て場において土砂の崩壊が発生いたしました。

大丹波線林道では起点から3.7m付近の谷地形に林道開設時の残土が盛り土されておりましたが、大雨の影響で沢水が増水し、排水施設の機能を上回る雨水が流れたことで約2,700 m³の土砂が流出いたしました。下流に家屋や道路といった保全対象物が存在しなかったため、幸いにして人的被害や物的被害は発生いたしませんでした。

また、槐木線林道では起点から500m付近の残土捨て場におきまして排水設備の機能を上回る雨水の影響で約1,000 m³の土砂が流出するとともに、排水施設が損傷いたしました。人的被害や物的被害は発生いたしませんでした。

1件目の大丹波線林道の土砂流出現場につきましては、令和2年度の災害復旧事業におきまして流出現場下部に新たに補強土壁と土中集水管を設けて排水施設の機能強化を図るとともに、盛り土斜面の勾配を緩和し、植栽を施すことで盛り土の強化と斜面の安定を図り、復旧工事が完了しております。

2件目の槐木線林道は、令和2年度と3年度の2カ年で災害復旧事業を実施しており、令和2年度事業では、崩壊斜面の整形と排水施設の機能復旧を実施、令和3年度事業では、閉塞した暗渠排水施設からの開渠式の排水施設へ排水形態の変更を予定しており、盛り土箇所への安全対策の要、命であります水路、流路の機能強化を行い、安全性の向上を図る予

定であります。

今後、町では、土砂災害を誘発するような新たな残土捨て場の建設や谷地形への盛り土の計画はございませんが、近年の集中豪雨では、線状降水帯の影響で局地的に長時間雨が降り続く傾向があるため、台風や大雨の際、担当課の職員がパトロール点検を行い、現状の残土捨て場や盛り土箇所について盛り土状態の変化や排水施設の機能状態について点検、確認を実施することで、土砂災害を未然に防止する管理体制を強化し、住民皆様の生活環境の保全に努めてまいります。

次に、2点目のご質問、今後、公共工事から発生する残土の処理、処分方法についてありますが、町が発注する公共事業に伴い発生する建設残土を含む建設副産物につきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律や東京都建設リサイクルガイドラインに基づき、適正な処理、処分に努めております。

町の道路新設改良事業や公共施設整備事業に伴い発生する建設残土の処分につきましては、東京都から許可を受け、青梅市成木地区で東京都活用土協同組合が運営・管理をしております残土処分場に運搬し、処分を行っております。

なお、林道開設事業による林道の開設工事で発生する残土につきましては、発生土量が多いことや奥山で搬出に伴う運搬距離が長くなることから、原則、林道事業区域内で処分することと規定されております。

このため林道事業区域内におきまして山林内の平坦部や窪地など、残土処分を行う適地の選定を行い、地権者にご承諾をいただき、安全確保の上、敷きならし処分をさせていただいておりますが、林道事業区域内の地形により処分適地の選定が困難な場合は、東京都との協議により、道路新設改良事業や公共施設整備事業と同様に、東京都活用土協同組合に搬出し、処分を行い、沢筋や谷地形への盛り土処分を避けることで土砂災害の防止に努めております。

次に、3点目のご質問、今回の災害により、全国で国による法規制が高まり、残土が自治体の境を越えて流通し、規制の緩い自治体に集中することを踏まえ、町内新規盛り土の許可についてありますが、東京都建設リサイクルガイドラインの規定では、事業者が100 m³を超える建設残土を他の区市町村へ搬出する際には、規定に基づき、残土が搬入される自治体に対して、その残土搬入行為の内容及び処分地を明記した通知の届け出が義務づけられており、町ではその事務取扱を環境整備課が所管し、町外から搬入される残土情報の管理を行っております。

これまでにガイドラインの規定に基づき町内に搬入された建設残土は、東京都が発注し

た公共工事、あるいは他の市町村が発注した公共工事に伴い発生した建設残土で、その搬入先は、東京都活土協同組合に加盟している株式会社昭和石材工業所の入川工場の残土処分場でありましたが、平成 25 年度をもちまして残土の受け入れを終了しているため、以降、町ではガイドラインの規定に基づく町内への残土搬入の届け出を受け付けておりません。

また、町では、奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定しており、条例制定以降、新規の盛り土に関する許可の申請受付はございませんが、今後、新たに事業者から許可申請が提出された際には、条例及び規則に基づき、事業の内容を厳しく審査し、強く規制することで住民皆様の生活環境の保全に努め、奥多摩の貴重な自然環境を後世につないでまいります。

次に、南氷川街灯撤去に伴う今後についてですが、はじめに、道路を新規に整備する際の基準として、東京都建設局が編集し、一般財団法人東京都弘済会から発行されております令和 2 年 4 月版の道路工事設計基準におきまして、道路照明は夜間において、或いは明るさの急変する場所において道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることを目的とするとしております。

次に、道路照明の設計における基本的な考え方では、1 として、道路照明施設に使用する光源は LED を標準とする。

2 として、道路には原則として連続照明を設置する。また、必要に応じて交差点、橋梁、横断歩道、歩道等に局部照明を設置する。

3 として、路面を照らす平均的な明るさである車道の平均路面輝度は、補助幹線、幹線、主要幹線道路と道路の規格が高くなり、沿道の商店等の沿道環境が明るくなるに従って明るさを増すものとする。

4 として、路面をムラなく照らす輝度均斉度が良好であるとともに、誘導性を考慮して照明器具（灯具）の配列、高さを定める。

5 として、灯具は、直接見ても極端にまぶしくないものを選択し、かつ配置も考慮する。

6 として、照明対象範囲外に照射される漏れる光による影響、地域特性及び地域景観に配慮する。

7 として、省エネルギー及び経済性を十分考慮することなどが要件として列記されております。

また、連続照明の設計に当たっては、平均路面輝度が適切であること、路面の輝度均斉度が適切であること、良好な見え方を阻害するまぶしさであるグレアが十分抑制されてい

ること、適切な誘導性を有することなどの4つの要件と連続照明の照明方式では、ポール照明方式（独立灯柱）とし、灯具の高さは10m以上を標準とすることが列記されております。

その他、連続照明の性能指標では、平均路面輝度は、道路の分類及び外部条件に応じた指標が示されており、灯具の配列及び間隔では、道路の直線部における灯具の配列は、片側配列、千鳥配列及び向かい合わせ配列の3種類とし、車道幅員、灯具の取り付け高さなどに応じて適切な配列を選定し、中央に広い分離帯を有する道路は、それぞれ独立した道路として考えることや車道幅員に対する灯具の取り付け高さや配列に対する標準灯具間隔などが列記されているなど、道路を造る場合の道路工事設計基準によりまして、道路照明の設置が示されております。

木村議員が申されますように、民宿鉢の木から旧タナカ屋洋品店までの間、国道内の道路照明は3灯ということで、南氷川街灯組合の街灯が撤去された場合には、今までとは違い、暗くなることが予想されます。

このことを踏まえまして、南氷川街灯組合において維持管理が厳しく、街灯を撤去する際には、その撤去工事の時期などの情報をいただき、南氷川自治会と連携し、管内の国道411号線、通称、青梅街道を管理する道路管理者である東京都建設局西多摩建設事務所に調整、協議を行い、町民等の通勤・通学、観光客や登山客及び防犯対策を含めて歩行者並びに道路交通の安全・安心を確保することから、道路や歩道の照明設置を要望してまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 木村議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。

まず町内の盛り土なんですけど、やはり昨日も槐木線のほうの現場も確認してきましたけど、コンクリートで水路のように吹きつけをしてきれいになっていましたけど、その左岸のところの小規模ではありますが、少し崩壊し始めています。さらにそこもかなり昨日の夜みたいに大雨が降れば削れていくのかなというような感じを受けました。

新たに許可ですとか、そういうときに町の残土が成木のほうに処分されていますけど、その処分場の一つでは、やはり様々な残土が来るんで、石灰による安定処理を施してそれを盛り土材に使っているというふうなことで、こういうことも今後の許可をする意味では、残土によっては関係処理を施す必要があるのか。あるいはそれを改善することによって締めかため度を上げて、エロージョン防止にするとか、例えば表面だけでも安定処理をするとか、そういう様々なことを考えないと、その土の性質にもよりますけど、そういう見極

めも必要ではないかなというふうに思っています。その件についてどうお考えか、お伺いします。

あと南氷川の街灯組合ですけど、やはりかなり現状は明るくなっています。これ撤去するにも相当お金がかかると思うんで、私の希望では、そっくり町のほう、あるいは東京都のほうで何とかそのままやっただくと一番いいのかなとは思いますが。いろんなこともあろうと思いますんで、もし撤去する場合には、今、町長おっしゃるように、現状の明るさを保持するようなことを考えていただくということで、ぜひお願いしたいと思います。

質問としては、盛り土のほうをお答えいただけたらと思います。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 5番、木村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。盛り土関連のご質問ということで承りました。

まず盛り土もそうなんですが、町の中に搬入されます残土は、先ほど答弁の中でご説明させていただいたとおりでございます。町が残土処分をしております東京都活用地組合でございますけれども、こちらにつきましては、組合員数が11社ございまして、すべて採石事業を実施している業者というところで、採石事業が完了した跡地に建設残土を搬入しております。搬入した残土を整形しまして里山に戻すという事業を目標として実施をしている組合でございますので、町が搬入した残土もある意味、そういう意味では有効に使われているのではないのかなというふうなところで考えてございます。

それから、土質の関係のお話ございました。議員言われるとおりに大変重要なところでございますが、他の工種に転用して埋め戻しに使ったり、あるいは狭隘部分に材料として使ったりする部分につきましては土質調査を行って、しっかりとした安定処理をして活用していくということを考えておまして、こういったことにつきましては、盛り土工の指針ですとか、そういった基準に基づいて対応していくという考えでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。盛り土については、やはり最近の雨の量というのは非常に多くなっていますんで、規定には残土についてどうのという規定は多分ないと思うんですけど、やはりそういう点も今後やっていかないと、結局、大丹波、あるいは槐木線のように流出するということがありますんで、やはり独自でも何かそういうことも必要じゃないかなというふうに考えますんで、今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、4番、小山辰美議員。

〔4番 小山 辰美君 登壇〕

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

それでは、私からは、新型コロナウイルスワクチンの接種についてということで質問させていただきます。

2020 東京オリンピック、また、この9月4日にはパラリンピックも閉幕し、数々の感動する場面がありました。また、新型コロナウイルスが爆発的に感染拡大しましたが、オリンピック・パラリンピック開催との因果関係はわかっておりませんが、一人一人が十分気を引きしめて行動したいものです。

さて、町内のコロナワクチン接種は、町での計画的な実施により、65歳以上の高齢者、医療関係、観光協会関係等、順調に接種が進んでいると思います。今後、65歳未満の町民の接種が開始されます。また、町内の事業所に勤務している町外からの希望する従事者にワクチン接種が可能なのか。また、3回接種が有効とされております。毎年の定期接種も必要と考えます。奥多摩町で安心・安全な生活ができるよう、以下質問します。

1、町外から町内の事業者への勤務者、事業主へワクチン接種を実施するのか。

2、3回接種、定期接種を実施するのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、小山辰美議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、本年3月の第1回町議会定例会におきまして7番、澤本幹男議員からワクチン接種の進め方と問題点について、また、第2回定例会において同じく澤本議員から高齢者向けワクチン接種の終了時期、一般の町民の接種時期、町のワクチン接種の完了時期について一般質問をいただき、ご答弁を申し上げております。

この間、当町においては週末の土曜日、日曜日に文化会館、もしくは福祉会館で集団接種を実施しており、高齢者優先接種は5月から開始し、8月上旬までに完了したところであり、現在は64歳以下の方の集団接種を実施しておりますので、その実施状況を踏まえ、さらには今後の接種を実施する上で、現時点、町医師会と調整が図られている事項のほか、特に重要な国からのワクチン供給状況を踏まえ、個々の質問事項にお答え申し上げます。

まず1点目の町外から町内の事業者への勤務者、事業主へワクチン接種を実施するののかについてですが、ワクチン接種は、国の手引において市町村の主な役割として、住民に対する接種体制を医師会と連携して確保することとしており、町では町医師会をはじめ、町内医療機関、高齢者施設などの医療従事者のご協力をいただき、集団接種の実施を進めております。

まず第1に、町に住所を有する高齢者優先接種として約2,300名、これには巡回接種や訪問接種を含みます。次に、国の定める接種順位に基づき、医療従事者をはじめ、高齢者介護施設、障害者福祉施設、更にそれらの在宅サービス従事者への優先接種として約550名。次に、町として町内の保育園、学童保育会への従事者、町立学校の教職員あわせて約100名に対し、集団接種で予備として解凍したワクチン、バイアルを活用してキャンセル対応として接種を実施したところであります。

一方で、国からのワクチン供給状況を受け、高齢者優先接種の目途が立ったことから、観光立町を標榜する当町として、観光客の方がマスクを外す機会があるなどの感染リスクを踏まえ、奥多摩観光協会会員事業者の従事者皆様を対象に、7月下旬から宿泊施設、飲食店、その他の観光事業者の従事者のうち、町民の方、町外の方と順次対象を拡大してあわせて約250名に対して接種を実施しているところであります。

また、64歳以下の方の集団接種は、先月8月21日土曜日から、当初、基礎疾患の申し出のあった方、50歳以上の方を対象に接種券を送付し、さらに予約状況から40歳以上、30歳以上、高校生以上と対象を拡大し、これまでに約750名の方に1回目の接種を完了したところであり、今週末11日土曜日からは、それらの方々の2回目の接種、そして、すべての対象年齢となる12歳以上29歳以下の方の1回目の接種を実施し、その2回目の接種を10月上旬で完了できる目途が立ったところであります。

一方、国からのワクチン供給も最後の1箱となる9箱目が先週3日に納品となり、そのワクチンの種類も都福祉保健局と交渉を重ねた結果、当町においてはすべてファイザー社製のワクチンの供給を受け、2回接種換算で約5,100名分のワクチンを確保できた状況であります。

これまでの高齢者の方、各種従事者の方の2回接種実績が約3,200名、今後、64歳以下の方をはじめ、高齢者の方を含め、すべての未接種の方の接種希望分、さらに現時点、町に供給を受けたワクチンの消費期限の12月末までの12歳の年齢到達者、転入者などをあわせて2回接種を最大約1,600名と見込み、合計約4,800名となり、ワクチン供給状況から約300名分は余剰を認める状況を踏まえ、また、現在の隣の感染爆発状況、特に10

代、20代の若者世代の接種状況を鑑み、家庭内での感染拡大、重症化を防ぐ観点から、町内事業者のうち、町外在住者の同居家族の接種希望の事前調査を先週3日より開始しております。住民の方の予約状況によっては、今週末11日土曜日の集団接種から、医療従事者、高齢福祉、障害福祉、保育従事者、教職員等とエッセンシャルワーカーを中心に順次対象を拡大し、その後の予約状況を踏まえ、観光事業者、更には奥多摩観光協会会員事業者以外の町内の民間事業者の町外在住者とその同居家族まで、更に対象を拡大することとし、本日より追加予約を受け付けております。

次に、2点目の3回接種及び定期的接種を実施するの伺いますについてですが、現在、まさに国において3回目接種に向けた協議が開始されているところであり、一方、定期的接種については、今後の感染状況、変異株の状況により、将来的に国において協議されることであることから、町としては国の協議内容、予防接種に関する手引の改訂を受け、具体的にそれらの接種体制を確保してまいります。

なお、3回目接種については、早ければ来年当初から実施となる可能性が高いことから、町として3回目接種に向けてより短期間で接種を完了できるよう、来月10月2日土曜日の集団接種は、対象人数から十分文化会館で実施できる状況ですが、予定どおり古里小学校の体育館で集団接種を実施し、町医師会の先生方をはじめ、医療従事者の方と、これまでの文化会館、福祉会館での集団接種の実施状況も含め協議を行い、今後、3回目の接種が実施される場合に、1回目、2回目と同様に、接種を受ける住民の方が安全で安心して接種できる体制の確保はもちろんのこと、より効率的かつ早期に3回目接種を完了できる体制の構築を図ってまいります。

○議長（原島 幸次君） 小山辰美議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 2点ほどお聞かせください。

この奥多摩町町外からの従事者というのはどのぐらい人数がおられるんですか。大体の数で結構なんですけど、お知らせください。教えてください。

2点目として、奥多摩町では10月で集団接種が終了する予定ですが、個人の事情で接種できなかった希望する人たちのために個人接種行えるのか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 危機管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 4番、小山議員の再質問にお答え申し上げます。

2点ございまして、まず1点目、町内事業者に従事する町外に住まわれている方の従事者の方の人数ということで、今回、町長から答弁申し上げましたとおり、先週から先行的

に事前調査等も行いまして、医療従事者、高齢者福祉、障害者福祉等、もしくは保育に従事される方々、約 60 名の方から希望があったところでございます。町長の答弁にもありましたが、ワクチンの余剰分、もしくは集団接種の体制から 300 名分が町内の集団接種の会場で接種ができるというふうに正副本部長協議を行いまして、町の医師会の先生方のご協力をいただきまして、本日からそのほか全ての町内事業者で従事する町外の在住と家庭内での感染、更には事業所内の感染拡大防止に資するというで図るために、ご家族も含めてということで申し込みをまさに今、受け付けをしているところでございます。300 名の予約枠ありますので、十分に対応できるという形で見込んで、今週の土日については、住民の方の予約状況から日曜日の午後、来週については土曜日、日曜日、いずれも午後ということで、時間帯は限られるんですけども、ご理解をいただきまして、奥多摩町の接種会場にお越しいただいて 1 回目、さらには 2 回目を 10 月に行うというところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2 点目ということで、10 月上旬に集団接種完了いたしますけれども、集団接種という形ではなく、1 バイアルについては 5 名ないし 6 名分というようなワクチンになりますので、有効活用いたしまして、この点も来週、町の医師会の先生方と夜、ズーム会議を予定しているんですが、奥多摩病院を中心に個別に接種ができるような体制を図りまして、少なくともワクチンの消費期限である 12 月末までは接種の対象となる 12 歳の年齢到達の方や転入者でまだ接種をされていない方の接種、もしくはこれまで事情によって入院等で接種の機会がなかった方に対して、希望ある場合は接種できる体制を継続してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 小山議員、よろしいですか。

○4 番（小山 辰美君） ありがとうございます。大変希望がわきました。とにかく町民、あるいは町外からの従事者が安心して暮らしたり、仕事ができたりできるようにどうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、4 番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（原島 幸次君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、3 番、相田恵美子議員。

〔3 番 相田恵美子君 登壇〕

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。

質問の前に一言御礼を申し上げたいと思います。町長初め、職員の皆さんにおかれましては、休日を返上してワクチン接種へのお取り組み、お疲れさまでございます。町民の方から、特に高齢者の方から、とても親切にしてもらって、心配だったけれども、安心して接種することができたというふうなご意見を複数いただきました。この場をおかりしまして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

私からは、2 件ご質問させていただきます。

1 件目です。古里小学校のプールの活用について。

今年の夏は、緊急事態宣言中にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染者が増え、町民が毎年の楽しみにしていた古里小学校の夏のプールの開放も中止となってしまいました。子どもたちをはじめ、町民の皆さんからは落胆する声が寄せられました。

さて、師岡町長が議員時代の平成 28 年第 3 回定例会で、町民の健康保持のために古里小学校のプールの温水化をという一般質問をされました。前河村町長のご答弁では、課題として、膨大な設置費用と維持管理費を挙げながら、プールの温水化により、住民の健康保持・増進を進めることについては時間をいただき、研究・検討してまいりたいとのご趣旨でした。町民からは、せっかく町の中に室内プールがあるのに、通年使用できないのか。また、奥多摩の子どもたちが多く通う東青梅のスイミングスクールがこの 6 月末で閉鎖になったこともあり、民間のスイミングスクールの誘致が古里小学校のプールにできないのかとのご要望をいただきました。

6 月に古里小学校の室内プールを視察させていただきました。設置から約 20 年がたっており、建物内外の老朽化が感じられ、実際に補修を要する部分も数カ所あるとのご説明がありました。

文部科学省が令和 2 年 3 月に出した「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」によると、公立施設の老朽化対策を重要な課題として取り上げ、全国の画期的な事例を紹介、その中でもプールの事例が多いことを挙げております。人口減少、そして少子化の中、温水プールを整備維持していくためには財政的に大変厳しいことは否めないかと思えます。

以下、2点ご質問させていただきます。

1、5年前の一般質問の後、町として研究・検討の結果をふまえ、古里小学校のプールの今後の活用についてのご所見をお伺いいたします。

2、町長も選挙の際に、学校のプールの温水化ということを挙げており、住民の方々の期待感も大変大きなものがあります。町長のご意見をお聞かせください。

2件目です。コロナ禍における町の保健事業について。

戦後の地域の保健活動を支えた保健所法が平成6年に地域保健法に改正され、市町村に保健センターが設置できる旨が規定されました。平成8年に設置された奥多摩町の保健福祉センター条例には、目的として、町民の保健衛生の向上及び福祉の増進を図るためと明記され、保健センターは、保健、福祉、医療にかかわる様々な施設が効率的に機能できるような中核的な連携の拠点としての役割が求められています。住民との直接対話がサービスの基本となり、その中心となるのが専門職としての保健師です。

奥多摩町でも保健指導等、数々の保健事業がありますが、このコロナ禍の中、これまで培われてきた町職員と住民の顔の見える密接な関係が取れなくなっているのが現状ではないでしょうか。とりわけ奥多摩町は子育て支援策のアピールをしており、また、高齢者が人口の半数を超え、8050問題等、自粛生活が長引く中で顕在化してきた地域の課題が多くあります。地域の保健師をはじめ、専門職の役割がさらに重要視されています。

しかしながら、保健事業の担い手となる保健師が足りていないという顕著な問題もあります。

以下、ご質問させていただきます。

1、感染症対策を踏まえたこれからの保健事業の取り組みについて。

2、保健事業に関わる地域における保健師の役割について。

以上2件であります。よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、古里小学校のプールの活用についてお答え申し上げます。本来、教育課の所管であります。通告書の内容から、私から答弁をさせていただきます。

現在の古里小学校のプールは、従前の屋外プールが老朽化したことを受け、平成13年度から14年度にかけて屋内プールとして建て替えを行ったものでございます。その後、屋根が不透明であることの影響により、日照が当たりづらいため水温が上がらず、プール

授業を実施できない場合があることが判明したことから、その対策として平成 21 年度に屋根の部材を透明化するとともに、プロパンガスによる昇温設備の導入を行う工事を実施いたしました。

ご質問の 1 点目、古里小学校プールの今後の活用についてにつきまして、古里小学校のプールは、学年などに合わせて水深を任意に変更できる昇降装置を取り入れたものとして、また、屋内プールとして町内唯一の施設となっております。現在では施設の老朽化によりプールを廃止した奥多摩中学校の水泳授業にも利用するとともに、古里小学校が夏休みの期間中の日中と夜間及び水温の高くなる期間の平日夜間や休日には町民プールとして一般に開放する等様々な形で利用しており、今後も積極的に活用を進めていきたいと考えております。

また、氷川小学校のプールにつきましても近年老朽化が進んでおり、将来プール授業への利用が困難になることも考えられます。しかしながら、プールの建て替えは多額の費用が見込まれることや近隣の市町村でもプール施設の集約化が進んでいることから、奥多摩中学校と同様に、古里小学校プールへの集約化も今後の検討課題でございます。

ご質問の 2 点目、学校のプールの温水化につきましては、近隣市町村の公設温水プール施設の事例を見ましても、プールの温水化には多額の改修費用を要し、維持管理費用の増加も見込まれること、小学校のプール授業の標準時数が年間 10 時間程度であり、夏季の水温が高い時期のみで授業時数の確保は可能であること、近隣の市町村に民間の温水プール施設が存在し、利用者の増加が期待できないことなどから、現在でのプールの温水化実現には課題が多いと考えておりますが、令和 3 年 6 月 30 日に東青梅セントラルスポーツクラブが閉鎖されたため、住民から古里小学校プールの温水化についてご意見やご要望が寄せられるようになってまいりました。

町では古里小学校プールを温水化とし、夏季以外に町民プールとして開設した場合、町内及び近隣市町村の住民の集客性や費用対効果を考慮すると、課題は多いと考えておりますが、プール施設の福祉・健康面での利用、観光客の利用等、新たな視点で費用対効果も含め、更なる活用方法を検討し、その可能性について積極的に調査を進めてまいります。

次に、コロナ禍における町の保健事業についてお答えいたします。

ご質問の 1 点目、感染症をふまえたこれからの保健事業の取り組みについてにつきましては、まず在宅でもできる運動として、毎日午前 10 時にラジオ体操第 1 を防災行政無線で放送したところ、大変好評であり、現在は午後 3 時にも放送し、これからも継続して実施してまいります。

がん検診として、胃、肺、大腸につきましては検診車で行う集団検診となるため、感染のリスクがあり、他市町村の動向や委託業者などと協議をして延期した経緯もありますが、感染防止対策を徹底して、がん検診の機会の確保に努めてまいります。

各種事業のウェルカムランチ、食育講習会、保健推進活動、元気アップおきたま（健康相談）、ヘルシー体操、森林セラピー健康づくり、離乳食講習会、保育園での歯ブラシ指導につきましては、参加者の感染拡大防止のため中止としたり、参加者の人数調整や事業実施中の感染防止対策、また、参加時の注意事項の内容等の協議を行い、関係機関と調整して実施するよう努めております。

母子健診、乳幼児歯科健診は、感染拡大防止のため、対象者数が10人以上になった場合は密集・密接とならないように調整して実施し、参加者には感染拡大防止について注意喚起を行っております。

また、感染者発生時における対応、特に保健所が逼迫した場合、市町村、施設などが後方支援を行うなどの通知も出されているところから、今後、その体制確保も視野に入れて感染症対策を講じてまいります。

更に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みにつきまして新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の外出機会が減ったことにより、筋力の衰えや社会参加への減少が見られ、今後、高齢者のワクチン接種後の介護予防事業の啓発が必要となり、このことから、古里地域に筋力トレーニングマシンを設置し、高齢者が筋力トレーニングマシンをする機会を増やし、保健事業、介護予防及びフレイル予防事業の充実を図り、介護保険料及び医療費の抑制を目指していくこととしております。

今後は、新型コロナウイルス感染症対策として、住民生活のあり方が大きく変化していく中でも、町民皆様の安全・安心、健康を第一に考え、保健事業を進めてまいります。

次に、ご質問の2点目、保健事業に関わる地域における保健師の役割についてですが、町では、精神保健福祉を担当する保健師として、障害者、障害児福祉に関すること、災害時避難行動要支援者対策に関すること、自殺対策に関すること、高次脳機能障害に関すること、生活保護や生活困窮者自立支援法の実施に関すること、ひきこもりの若者等支援に関すること。母子保健事業を担当する保健師として、各種予防接種事業、5歳児健診、養育医療に関すること、災害時避難行動要支援者として母子・乳幼児等対策に関すること、配偶者等暴力に関すること。保健・衛生事業を担当する保健師として、健康教育・健康相談・健康事業、保健推進員活動、特定健康診査・特定保健指導・がん検診等各種の健診に関することと、それぞれの事業を担当する保健師3名体制で行ってまいりました。

しかしながら、3月末に2名の保健師が退職し、現在は1名の保健師と会計年度任用職員として3月末に退職した保健師1名に新型コロナウイルスワクチン接種事業をお願いして事業執行をしている状態でございます。

欠員の保健師が採用されるまでは1名の保健師で精神保健福祉、母子保健、保健・衛生事業を行わなければならないため、保健師がいなければできない事業、いなくてもできる事業と区分けをして、より効率的に1人の保健師の負担を減らした事業執行をまいります。

今後は、保健師を中心に保健事業と介護予防の一体化の実施及び地域共生社会の実現に向けて、保健、医療、福祉が連携して、誰もが健康で元気に暮らせる地域づくりに努めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 相田恵美子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） ご答弁わかりました。ありがとうございます。

まず1件目の古里小学校のプールの温水化についてなんですけども、古里小学校の沿革に平成21年に温水プールというふうに書いてありますけど、先ほどのプロパンガスの設置工事かなと思うんですけど、それは温水プール化にする予定で、そういうふうな工事をされたのかなというようなことも聞かれましたので、それともう一つ、先ほど質問の中にもありましたけども、町長も町民からのご意見もあるということで、スイミングスクールの誘致というのは今後考えていただけるのでしょうか。

2件目の保健事業についてなんですけども、やはり町民の方からも、なぜ保健師がすぐやめてしまうのかという厳しい意見をいただいております。現在の保健師の不足をどのように町としては考えているのか。同様に、保健師が不足することで住民福祉にどのような影響があるとお考えでしょうか。

以上、再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 3番、相田議員の再質問にご答弁いたします。

まず1つ目の平成21年度の工事につきましてです。こちらの工事につきましては、低水温により夏季のプール授業が実施できないことを避けることを目的とした設備でございます。設計上は、水温を21度から24度程度まで上昇可能なプロパンガスボイラー装置というものになりまして、建物も断熱性を持つものではありませんので、水温が低い秋から春までの利用を想定したものではありません。

現在は、屋根が透明化したこともあり、工事前の想定より水温が上昇しやすく、低水温

の日があっても数日まではプール授業が可能だ状態となっております。

続きまして、スイミングスクールの誘致につきましてでございます。東青梅のセントラルが閉鎖したことを見ましても、なかなか奥多摩の古里小学校のプールに誘致をすることは難しいとは考えておりますが、一旦誘致に応じてくれる団体があるかどうか検討はしてまいりたいと思いますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、相田恵美子議員さんの再質問のほうに福祉保健課の部分につきましてご答弁させていただきます。

まず1点目の保健師のやめてしまう関連のことなんですけれども、保健師につきましては、ご存じのとおり専門職ということで、応募されまして、実際にここでは応募がありまして、4月時点で1人の保健師を採用したわけなんですけど、6月末に退職されたという経緯があります。保健師につきましては、それぞれの事情でやめてしまう部分もあるんですけど、考えられるのが奥多摩に来まして、自分のやりたいことができないといった部分でやめてしまうという事例もあります。また、家庭の事情等あってやめてしまった保健師も見られまして、今1人残っている保健師につきましては地元出身ということで、また長く勤められているんですけど、ほとんどが他の市町村から応募で来られた保健師ということで、4年ないし5年ぐらいでやめてしまっているのが現状であります。

今後は、保健師の仕事のやり方等も課の中で検討しながら、新しく採用された保健師が長く勤められるような職場環境を作っていきたいと考えているところでございます。

それと保健師がいない影響ということで、保健師が担う最も重要な役割とは、病気にならないよう、事前に適切な指導、対策を住民にすること、また、病気となる可能性がある方、診断された人に対して食事や運動などの生活指導、アドバイスなどを行うのが主な仕事ということになっておりまして、保健師が不足するとこの辺の指導が徹底されない部分がありますが、現在、保健福祉センターの中には地域包括センターの看護師もいまして、保健師がいなくてもできる事業、そういった部分につきましては、例えば地域に出向きまして生活館なんかで行います熱中症対策の講演会などは、看護師等をお願いして行っているという工夫もして行っていますので、できるだけ住民に保健師がいないことで迷惑かけないような形で進めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 相田恵美子議員、よろしいですか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。誘致できるかどうかということは別にして、働きかけてくださるということでよろしいんですね。

保健師が不足しているということは町民の方からも常々言われていることで、個人的なんですけれども、15年前に地域活動支援センターを立ち上げたとき、開所したとき、私を含め、誰もが経験もなく、知識もなく、資格もない中で、そのときに助けてくれたのが担当の職員と、あと、その当時の担当の保健師でした。本当によくやってくれました。これこそがおらが町の保健師というふうな感じだったんですね。そのときの保健師の活動を見ていると、本当に生き生きしていたので、私はやっぱりこの町には保健師さんはもちろん必要だと思いますし、今現在1名でされているということで、負担がかからないのかなというふうな思いもあります。やはり町民の方からは、体制に問題があるんじゃないかというようなことも言われました。今、課長のご答弁では、環境づくりを考えていくというふうにお答えいただいたので、これから保健師はじめ、専門職が働きやすい、そういう環境づくりを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 古里小のプール温水化したいですね。したいですけれども、水温だけじゃなくて、全体の室内の空調もやはり整備しないといけないということやらで、やはり相当今の答弁にあったように費用かかることが現実なんですけれども、先ほどの通告書にあった文科省のいろんな事例とかそういうものの中で、どういうふうにこれから過疎市町村の施設整備を考えていくか、国や東京都のそういう方式もやはりある程度頼らないとできないもんですから、その中で財源措置がどうできるか、そのあたりがポイントだと思っています。

それと費用対効果というのは、もちろん数字の比較であられるものなのかもしれませんが、数字だけではない費用対効果、例えばフレイル予防ですとか、医療費の削減ですとか、そういういろんなことに波及したものでその費用対効果を見るということも一つの我々がこれから生きていく、やっていく事業の費用対効果という項目かなと思っています。そのあたりも理解した上でしっかりと調査を進めてまいります。ご理解ください。

○3番（相田恵美子君） 一言よろしいでしょうか。

○議長（原島 幸次君） どうぞ。

○3番（相田恵美子君） すみません、本当に町長の前向きなご答弁をいただきまして安

心いたしました。5年前の町長の一般質問を拝見させていただいて、正直、5年間このままだったのかなというふうな状況も私は感じてしまいました。一般質問した後、それはどうなったのかというふうに考えていくのも議会の務めかなというふうに思いましたので、一応感想です。すみません。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

それでは、1問質問をさせていただきます。奥多摩町防災計画改訂版の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

本年8月初旬ごろから降り始めた雨は、九州付近に停滞している雨雲により大雨となり、36の河川が氾濫、土砂災害が67件発生しており、降り始めからの総雨量は1000mmを超える地域もあります。今後、四国、中国、近畿、東海、関東に大雨の恐れがあると気象庁は警告を発しています。

現時点での町内の被害はないのですが、大雨による災害対応を考慮する必要があります。近年の町内で発生した大規模災害は、1として、平成26年2月14日の豪雪、19日間小河内地区が孤立、2として、令和元年10月6日に発生した台風第19号による大雨、町内各地で被害発生、日原街道道路崩壊、日原地区孤立、3として、令和3年7月18日に国道411号線留浦地区で山腹の崩壊のため全面交通止め、10日後に片側通行可となる、がありますが、重大な人身災害に繋がらなかったことが幸いだったと思います。

台風時期をふまえてこれらの災害をふまえて、災害の対応指針である奥多摩防災計画の見直しが議論され、令和元年度中に改訂版が発行されることとなっておりますが、その後、新型コロナウイルス感染症の発症や台風第19号の復旧作業が重なり、令和3年度中に発行されるよう延期になっております。

年度末も近いことから、奥多摩町防災計画の進捗状況についてお伺いします。

改訂版の概要はどのような形になっておりますでしょうか。

公表できれば結構ですけど、奥多摩町防災会議委員の氏名は、どなたたちがなっているのでしょうか。

それから、最後に、改訂版の発行の時期はいつ頃になるのでしょうか。

よろしくお願ひします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員の一般質問にお答えします。

奥多摩町防災計画改訂版の進捗状況については、本年3月の第1回定例会におきまして、小峰議員から施政方針について一般質問をいただき、ご答弁を申し上げており、この間の進捗状況を踏まえ、個々の質問事項にお答え申し上げます。

まず1点目の改訂版の概要はについてですが、まず、昨年度から今年度にかけて、継続費として地域防災計画の改訂にあたっている主な要因は、本年5月20日に施行となった災害対策基本法の一部改正を受けた改訂であり、具体的には、避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたこと、高齢者や障害者の方などの避難行動要支援者を対象とした個別避難計画について市町村に作成を努力義務化されたことを踏まえ、改訂するものであります。

次に、昨年からの新型コロナウイルス感染発生を受けた避難所における感染対策を新たに盛り込むほか、東京都の地域防災計画において改訂された風水害対策や震災における南海トラフ地震に係る対策の内容も踏まえた改訂も必要となります。

一方、町のおかれた状況として、令和元年6月に東京都から土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定を受けたこと、同年10月の台風第19号災害の被害状況を踏まえ、避難所や避難経路等について改訂を行うものであり、さらには平成26年2月の大雪災害を踏まえ、これまで風水害対策の一部として規定していた雪害について新たに雪害対策として具体的に改訂を予定しております。

これらの改訂内容を協議する防災会議につきまして、最初の会議は書面開催でなく、実開催として当初は本年2月中に開催予定でしたが、2度目の緊急事態宣言の発令・延長に伴い、4月に延期したところであり、さらに3度目の緊急事態宣言の発令、延長、その後、6月のまん延防止等重点措置、7月には4度目の緊急事態宣言が発令、延長され、延期のまま現在に至っております。

地域防災計画の改訂にあたっては、東京都への意見照会が必要であり、その期間として約3カ月を要することから、今年度末までの改訂に向けた日程として、東京都への提出期限となるこの10月までに中間のまとめをする必要がありますが、現在の都内の新規感染状況、医療体制状況を踏まえると、緊急事態宣言の更なる延長も見込まれることから、最初の会議を実開催でなく、やむを得ず書面開催への変更を含め、準備を進めているところであります。

一方で、緊急事態宣言期間中ではありましたが、各自治会における意見交換会は、一昨

年の令和元年台風第 19 号災害の状況を踏まえ、また、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの指定を受け、初めての地域防災計画の改訂であり、地域の実情に即した実効性のある計画とするためにも、各自治会における協議は特に重要であると考え、自治会長のご理解をいただき、自治会役員、消防団役員の出席者も最小限とし、感染予防対策を徹底して 6 月上旬から 7 月中旬にかけて町内 18 自治会すべてにおいて実施し、協議内容に応じて自治会内の危険箇所の現地確認も行った状況であります。

次に、2 点目の奥多摩町防災会議委員の氏名はについてですが、職責で申し上げます。防災会議委員は、奥多摩町防災会議条例第 3 条の規定に基づき、指定地方行政機関の職員、陸上自衛隊の隊員、東京都の職員、警視庁の警察官、東京消防庁の消防吏員、町の職員のうちから町長が指名する者、奥多摩町教育委員会の教育長、奥多摩町消防団員のうちから町長が任命する者、指定公共機関、または指定地方公共機関の役員、または職員、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者を委員として総勢 30 人以内で委嘱・任命するものであります。

具体的な関係機関・役職名としては、東京都水道局では、小河内貯水池管理事務所長、水源管理事務所長、あきる野給水事務所長、都交通局では、多摩川第 3 発電事務所長、都建設局では、西多摩建設事務所長、都産業労働局では、森林事務所多摩川林務出張所長、都福祉保健局では、西多摩保健所長、奥多摩消防署長、青梅警察署長の都職員をはじめ、陸上自衛隊福生募集案内所長のほか、ライフライン・公共交通関係事業者として、JR 東日本、西東京バス、NTT 東日本、東京電力パワーグリッドの各支社長、町内の関係団体として、消防団長、自治会連合会長、医師会長、観光協会長、建設業協会理事長、社会福祉協議会長、民生児童委員連絡協議会長に委嘱し、町役場では、教育長のほか、関係課長に任命するものであり、役職名をもって委員氏名にかえさせていただきたく、ご理解をお願いいたします。

次に、3 点目の改訂版発行の時期はについてですが、東京都への意見照会の回答を受け、来年当初に最終のまとめ、パブリックコメントを実施した後、2 月末までに改訂を完了し、3 月に改訂版の発行を予定しております。

新型コロナウイルスの感染拡大は、昨春の国内感染発生以来、当町においては、町民皆様、町内事業者皆様の感染予防、感染拡大防止対策へのご理解・ご協力いただき、本年 7 月までの 1 年半余りの間、25 名の方の感染発生で抑え込んでいたものの、この 8 月には、感染力の高い変異株の影響に伴う、主に家庭内・事業所内の感染続発を受け、1 カ月半余りの間で 25 名を超える方が新たに感染し、現時点累計 53 名となっており、ワクチン接種

の早期実施を含め、感染症対策は長期化する状況である一方、本年7月の小河内地内土砂崩れ、国道通行止め対応をふまえ、改めて災害はいつ何どき発生するかわからず、また、これから秋の台風シーズンを迎え、町として災害への備えを万全にしつつ、地域防災計画の今年度末の改訂に向け、鋭意改訂作業を進めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） コロナで町内の状況が悪いというのはよく承知しています。ただ、ここに向かってまた台風時期になりますし、先ほど高橋議員からも災害時に緊急の宿泊施設はないかというような話もありました。そんなことも踏まえて、やはり早急に体制を整える必要があると考えます。非常にコロナが大変なときではありますけれども、恐らく防災会議の今までの規則を見ますと、町長今言われたように、それ相当の職員が集まらないとできないというのはよくわかっています。そんなこともありますんで、ぜひ積極的に進めたいというのを常々思っていますんで、よろしくお願いします。

それから、こういうチラシが最近配られました。奥多摩町避難誘導一覧。健康な方は、避難が少ないときは全町に生活館、今決まっている防災計画の生活館等に避難しなさいと書いてある。それから、この場合にはコロナに感染の疑いがある方という表も追加されています。

1つお願いしたいのは、改訂版が出るまで避難場所として適さない施設が幾つかあるというふうに私は認識しているんですけど、そこら辺は、これに従うことでなくて、例えば大氷川だったら福祉会館とか、古里小体育館とか、そういうところを避難所に優先的に公表してもらって、簡単に言いますと、大氷川のコミュニティセンターは、奥氷川神社の境内の中にあります。あそこは大木が何十本とありまして、台風というか、風が強いときに行きますと、やはり相当太い枝が落ちています。そこへ避難したら2次災害が起きるといふ心配を感じられますんで、そういう意味で申し上げました。

それから、もう一点、避難指示の方法が変わりましたよね。やはり変わったことは、こう変わりました、これだけ配っておしまいでいいのかなという気がするんですけど。もうちょっと適切に説明をしてもらったほうがいいんじゃないかというふうに感じましたんで、ちょっとそういう話をさせていただきます。

回答は結構ですけども、ぜひとも積極的に、やはり災害の指針となるのは防災計画なんで、積極的に進めて、改訂版を早い時期に出していただくようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、10番、宮野亨議員。

〔10番 宮野 亨君 登壇〕

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

私のほうは1点お願いいたします。安心・安全な新しいまちづくりについて。奥多摩町に合ったコンパクトシティ、これ奥多摩町でなければ使えないとか、奥多摩町に合致したという意味で、奥多摩オリジナルのという形でとらえていただければと思います。コンパクトシティを参考に新しいまちづくりをという題でお願いいたします。

コンパクトシティについては、随分前から世界では取り組んでいますし、日本では2000年ぐらいから始まっていて、いい取り組みをして成功した町、また、失敗した町、かなり出ております。

それで、具体内容のほうにいきます。地球温暖化に関する報告書を国連IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が8年ぶりに公表しました。原因は、人間の活動と初めて断定し、温暖化が進めば熱波や豪雨といった極端現象の頻度が増すとしている。さらにパリ協定で目標としている世界の平均気温の上昇を産業革命前から1.5度に抑えたとしても海面水温の上昇は避けられず、猛暑日は最悪で半月以上、猛烈な台風上陸のリスクが高まると指摘しています。

先月18日にも留浦地区で土砂崩落も起きました。ここに視察に国・都・市・町議員で説明を受けました。石積みがあつた当時ですから60年以上経過した場所ですね。視察のときに右左見てもやはりそういう同じようなところが幾つも見られたんで、安全かなと首をかしげるような状況で視察を終えて帰ってきました。コロナ禍に加え、近年、町にも土砂、大雪、大雨等による通行止め、断水・停電時における高齢者の福祉サービス、緊急対応が難しくなっています。今後も温暖化のリスクは高まると思います。

そこで、安全・安心なまちにしていくには、イエロー・レッドゾーン内に居住する高齢者の方を中心に、納得のいく説明の上で計画区域内の空家等を活用した住宅に移住していただくことで、危険からの回避・孤立等の改善がされると考えます。

新庁舎を含め、大胆な発想の切り替えをし、子どもからお年寄りまで一緒に住めて、皆で支え合うことのできるコンパクトシティを町の新しい形として提案させていただきます。

つけ加えますけど、先ほど来聞いていますと、各議員さんもみんなのこの気候変動、大雨、災害、いろんなことを心配なされていますんで、心配なんで、ぜひ前向きなご答弁をいただければと思います。町のご所見を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、宮野亨議員の一般質問、安心・安心な新しいまちづくりについてお答えいたします。

世界各国の科学者でつくる国連の I P C C、気候変動に関する政府間パネルは、7 月 26 日から始まったオンライン会合で、最新の研究成果に基づく地球温暖化の現状や予測についての報告書をまとめ、日本時間の 8 月 9 日に公表しました。

概要につきましては、議員からご説明がありましたが、気候の極端現象が増えること、去年までの 10 年間で世界の平均気温が既に 1.09 度上昇したこと、そして、地球温暖化の原因が人間の活動によるものと断定したことなどであります。

今年の 11 月にはイギリスで C O P 26、国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議の開催が予定されておりますが、そこでの議論への影響が注目されております。

こういった状況の中、町におきましても、昨今は局地的な豪雨や熱中症警戒アラートが発表される危険な暑さの増加など、極端現象とも言える気象状況が増えており、警報級の発令も多くなっております。

議員からは、こうした状況が発生している中、イエローゾーン及びレッドゾーン内に居住されている高齢者の方々を中心に、安全なエリアへの移住を検討されたらどうかと、コンパクトシティ等のお話を含め、ご提案をいただきました。

現在、町内にはイエローゾーンである土砂災害警戒区域が 889 カ所、レッドゾーンである土砂災害特別警戒区域が 859 カ所あり、特にレッドゾーン内で影響を受ける住宅は、空家を除き、およそ 620 戸ございます。また、町の土砂災害ハザードマップをご覧くださいとお分かりになると思いますが、イエローゾーン内にも多くの家屋があり、各所で地域コミュニティを形成しております。

一方で、これら警戒区域に含まれないエリアで、空家の活用を含め、住宅として利用可能な一定の面積や戸数を確保できる土地は、町の地形上、極めて限られている状況にあります。

国では安全でコンパクトなまちづくりを支援する防災タスクフォースと呼ばれる市町村に対する省庁横断・ワンストップの相談体制を構築するとともに、防災・減災対策に係るパッケージ支援施策を居住・施設の移転に係る支援等を含め、各メニューを用意しております。

これらのうち、町では土砂災害特別警戒区域等における住宅構築物安全ストック形成事

業の補助制度をベースに、国基準に町予算を上乗せする形で、住宅・建築物土砂災害対策改修補助金の制度を設け、毎年度予算計上しております。

当該補助金につきましては現時点では活用実績はありませんが、防災・減災上において必要な予算であり、今後も継続してまいりたいと考えます。

しかしながら、議員からご提案いただきました安全な場所での居住は、まちづくりの観点からも正論であり、多くの高齢者が生活している当町におきましては、高齢者への福祉サービスを提供する観点からも重要な課題の一つとして認識しておりますが、ご説明をしてみいましたように、活用できる土地等の少なさから実現に至るまでは厳しいハードルがございます。

なお、本来のコンパクトシティ論は、都市部と農村部がはっきりと区分されている欧州で生まれたもので、都市内部の作り方として議論されておりますが、これに対しまして日本では、行政の効率化を図る観点も持ちつつ、都市と連担する農村や山村の奥深くまでをコンパクト化の対象とし、地方都市と近隣の町村の連携の仕組みとして用いられるケースが見受けられます。

今後、町では具現化しなければならない課題といたしまして、防災拠点の機能を有した新庁舎建設があり、また、現在、改訂作業中の地域防災計画に、現に地域に居住し、生活されている方々の考えや意見等を反映させた当該計画を策定する必要がございます。

町といたしましては、議員からのご提案も参考にさせていただきながら、国や東京都を初めとする関係機関と連携を図りながら、安全で安心なまちづくりを目指してまいります。

○議長（原島 幸次君） 宮野議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10 番（宮野 亨君） 再質問ではございませんが、八百何カ所もレッドゾーン・イエローゾーンがある。そうしたら安全なところは何カ所あるんだといたら、本当に一握りぐらいしかない。でも、この一握りであっても、下へ掘ったり、上へ伸ばしたり、横に広げたりして、今、生きているみんなのこの時代の知恵を生かして、コロナ禍を過ぎて、ちょうどいい契機なんで、今までの考え方を全部捨てていただいて、自然災害から何から今までのでは全然当てにならないと思うんで、新しい本当のまちづくりということで挑戦していただきたい。厳しい状況ではあるということですが、それをぜひこの皆様メンバーで乗り越えていただいて、コロナが落ちついた時点で、また、南岸道路ができた状態で本当の新しい奥多摩町を皆さんで作っていただきたい。このように希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、10 番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開いたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

夏の観光対応について。

緊急事態宣言発出、延長、再延長、ワクチン接種、東京オリンピック・パラリンピック開催、国道411号土砂崩れ、山岳救助、水難救助といった事案が連続的に発生する中、訪町者の種々の事象へのご対応をいただき、町職員の皆様には誠に感謝いたします。

特に今夏は、観光ごみ対策実証実験を実施いただきました。これは、環境意識醸成の面でも、受益者負担の原則という点でも、町の負担の是正の点でも価値ある取り組みと考えます。

町が町民や町外の方々へ積極的に働きかけることは、単に観光公害対策という意義だけでなく、日本の首都東京に位置する自治体として持続可能な開発目標を希求する姿勢を示すものと言えます。大変意義深いと思います。

また、町民においても観光公害の認識、問題意識の高まりが顕著であり、町民関係者有志による河原でのごみ拾い活動も8月に実施されました。雨の中、参加された多くの皆様に心より敬意を表します。

令和3年6月の一般質問では、5月の大型連休中の観光対応について確認させていただきましたが、町の観光対応について再び確認いたしたく、以下質問いたします。

夏季観光シーズンにおいて観光分野に関する町が実施した各種対応と特筆すべき事案があれば具体的に教えてください。特に、奥多摩駅、氷川溪谷周辺で実施された観光ごみ対策実証実験について、実施内容、実績、見えてきた課題、今後の予定、町民や利用者、担当者等からの意見等あればお聞きしたいと思います。

今回のごみ対策の事業化、さらには河川利用の適正化を目指し、河川管理の事業化を行

っていく考えはありますでしょうか。町の所感を伺いたいです。

すなわち奥多摩町内の氷川、鳩ノ巣、寸庭の河原は、定常的に管理、監視する主体がありません。ですので、河川管理者である東京都建設局、国立公園管理者である環境局との連携、適切な予算措置と役割分担を講じ、管理、運営する事業体を公募し、設置する必要があるのではないかと考えております。

なお、令和3年3月の一般質問で述べたように、奥多摩町のクリーンキーパーの活動は、施設を常に清潔に保ち、利用者の社会性、協調性を促す心理効果を活用しており、禁止や規制を強いていない点に特徴があります。観光の課題を解決する一つの鍵であると考えます。河川利用についてもこれを参考に、人々が豊かな自然を快適に親しむ機会を創出し、多様なニーズに応えるような管理運営を求めます。

ごみ対策や河川の適正利用に関する訪町者への啓蒙活動について町として具体的な取り組みや予定はあるか、伺いたいと思います。

例えば奥多摩町は全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、奥多摩町に一步足を踏み入れたら、ここは国立公園内であり、貴重な環境の中にいると意識してもらう必要があります。景観保護等のルールへの遵守、ごみ放置、落書きの禁止などを促すような啓蒙活動を行うとともに、国立公園管理者へも周知徹底を訴えるべきと考えます。

土砂災害と森林整備、土中環境の視点について。記憶に新しい令和元年東日本台風により日原街道崩落と断水、本年7月の国道411号土砂崩れといった土砂災害は、インフラ、ライフラインを破壊し、人々の生命、生活、財産を脅かし、広範囲に影響を及ぼすものがあります。

奥多摩町は、都心から近く、豊かな自然と触れ合える点が特徴に挙げられますが、森林内部を詳細に見てみると、立木の荒廃もさることながら、地表面にも荒廃が見受けられ、水源かん養機能の低下による土壌の乾燥、流出、ひいては岩盤層の風化による土砂災害発生懸念があります。岩盤層の風化による土砂災害、岩盤崩壊は、天候と無関係に起こる可能性があり、予兆の把握、事前の避難が難しいものです。また、土砂災害への対策は、法面の擁壁化や堰堤設置が一般的であります。擁壁等の構造物は地中の水脈等を遮蔽し、長期的に見ると更なる土砂災害を派生させるとも言われております。

こうした土壌の状態と土砂災害との関係に着目する土中環境という考え方が2017年ころから提唱されており、近隣では山梨県小菅村、関東では千葉県千葉市等の森林で土中環境整備の取り組みが実施されております。具体的には降水を地中に浸透させるため、地表面に枝葉等を埋め込んだ小さな開口部を作り、菌類や植物の根の伸長、腐植土の生成を促

し、土壌の通気性、保水性を向上させる作業を行うものです。

一方で、町や都による森林環境整備事業、森林再生事業は、間伐、枝打ちといった立木への施業が主であります。土砂災害の防除や近年言われる流域治水といった取り組みに資し、町民、観光客の安全を守るためとして町有林での森林環境整備事業や私有林での森林再生事業において地表面や土壌に着目し、土中環境の改善、森林の水源涵養機能の強化を目的とする作業工種を追加するよう奥多摩町並びに東京都においては早急に検討の必要があると考えます。

以下、質問いたします。

町として現状の立木中心の森林施業、擁壁等中心の砂防施業に加えて、土壌の状態、すなわち土中環境の整備を森林環境整備事業、森林再生事業の工種として施業する考えはありませんでしょうか。土中環境の観点を包含した治山治水の検討をお願いしたいと思います。

前述のように、山梨県小菅村では東京都水道局多摩川水源森林隊の森で、千葉県千葉市では千葉市昭和の森で、市民等参加型の土中環境整備の取り組みが行われております。奥多摩町においても町の森林の現状の理解を促すことを目的に、町内外から参加者を募り、講師を招いた講習会の開催を検討すべきと考えます。町の所管を教えてください。

なお、「土中環境」という用語は、書籍「土中環境」高田宏臣著、建築資料研究社出版、2020年発行からの引用です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、伊藤英人議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、夏の観光対応についてでございます。

1点目の夏季観光シーズンにおいて観光分野に関する町が実施した各種対応と特筆すべき事案があれば具体的に教えてほしい。特に、観光ごみ対策実証実験について、実施内容、実績、見えてきた課題、今後の予定、町民や利用者、担当者からの意見等あればお聞きしたいについてですが、今年の夏の観光対応については、春の大型連休と同様に、緊急事態宣言下で観光シーズンを迎えることとなったため、基本的には、春の大型連休と同様の対応を行うことといたしました。

特に、多くの観光客の来町が予想されるお盆休み期間の対策として、河原に近く、パーベキューなどのごみの不法投棄が懸念される一部の駐車場を閉鎖するとともに、駐車場待

ちによる渋滞や周辺への無断駐車懸念がある鳩の巣駐車場と役場横タイムズ駐車場を民間の警備会社へ委託し、警備員による交通整理を行うこととしたほか、白丸魚道近くの東京都交通局が管理する敷地をお借りし、観光用の臨時駐車場として活用させていただきました。

また、河原でバーベキューを楽しむ観光客によるごみの置き去りが増えている状況を踏まえ、関係課により観光ごみ対策を実施していた中、7月の4連休に住民用のごみステーション前や奥多摩駅前トイレなどに大量のごみの置き去りがあったことから、観光協会と協議、連携し、観光ごみ対策実証実験を急遽行うこととしました。

実施内容といたしましては、8月のお盆休み期間の7日土曜日から9日の振替休日の3日間及び14日土曜日と15日日曜日の2日間の合計5日間を設定し、奥多摩駅前にある観光案内所で可燃・不燃・資源の3種類の専用ステッカーを貼った観光客専用ごみ袋各1枚を1組として500円で販売し、奥多摩駅前広場に設置したごみ集積所において配置した係員が観光ごみの回収を行う取り組みを試験的に実施したものととなります。

実績といたしましては、設定した日程のほとんどが雨となり、特に8日日曜日は、台風10号の接近のため、また、15日日曜日は、秋雨前線による大雨予報となったことから、事業を中止いたしました。その他の3日間も前線の停滞による天候不良の影響で町を訪れる方が少ない状況であったため、21日の土曜日、22日の日曜日の2日間を追加実施いたしました。

観光客専用ごみ袋の販売実績としては、可燃・不燃・資源の3枚1組500円が18組、また、観光客からの要望により1枚200円でばら売りし、29枚の販売を行いましたので、販売枚数としては83枚となりました。

また、今回は実証実験であるため、ごみ袋の回収時にアンケートを実施し、9組の方に回答いただきましたが、「大変良い取り組みなどでぜひ続けてほしい」「ごみ捨てに困っていたので、この取り組みに賛成します」など、おおむね好評の声をいただきました。

実証実験で見えてきた課題や今後の予定についてのご質問ですが、実施後間もないこともあり、これから本格的に検証を進めてまいります。実施時期や受け入れ体制の問題、人件費を含めた事業費の財源をどうするかなど、整理すべき事項もございますが、ご利用された観光客の皆様や、お話をお伺いした住民皆様からは、有料でのごみの回収に対して肯定的な意見が多かったこともありますので、観光協会など関係機関と連携し、来年度の事業化に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の今回のごみ対策の事業化、さらには河川利用の適正化を目指し、河川管

理の事業化を行っていく考えはあるか、町の所感を伺いたいについてですが、まずごみ対策の事業化については、先ほどお答えしたとおりであります。

次の河川管理の事業化については、令和3年第1回定例会の一般質問において、伊藤議員から、同じくクリーンキーパーの取り組みを例に同様のご質問いただいております、広大な面積を有する当町では、多くの人員が必要であり、また、事業費についても多額の費用が必要となることから、町独自で事業を行うことは財政面からも厳しい状況でございますが、他の自治体の取り組み事例も参考に今後研究してまいりますとお答えしたとおり、現時点でも同様の考えでございます。

次に、3点目のごみ対策や河川の適正利用に関する訪町者への啓蒙活動について、町として具体的な取り組みや予定はあるか伺いたいについてですが、国立公園内のルール等によって環境省発行の「マナーブック ようこそ国立公園へ」や東京都環境局発行の「自然公園利用ルールガイド」などにより、国立公園内での基本的な利用ルールやマナーの周知を行っておりますが、町が発行している総合観光パンフレットなどの発行物にはルールやマナーを掲載していないため、今後の更新時には町の実情に合った形のルールやマナーを掲載するとともに、引き続き国や東京都と連携し、啓蒙活動に努めてまいります。

次に、土砂災害と森林整備、土中環境の視点についてのご質問ですが、町は、行政面積の94%が森林であり、そのうち約50%がスギやヒノキ等の人工林であります。昭和30年代を通じて始まった木材の輸入自由化以降は、国産材の市場価格の低迷等により、林業が衰退し、山林の多くは手入れがされず荒廃された状況となっております。間伐や枝打ちがされない山の地表は、枝葉が密集し、日光が届かず、下草や木の根が育たなくなり、土が痩せてしまいます。このような状況で大雨や台風等が発生した場合、地表が雨水を吸収し切れずに土砂災害が発生しやすくなってしまいます。

その対策の一環として町では平成14年度から東京都の委託を受け、手入れ不足により荒廃した森林を健全な森林に再生し、森林の公益的機能を回復させるため、環境対策として間伐を行う森林再生事業を実施してまいりました。更には平成18年度から花粉症発生源対策として枝打ち事業を、平成28年度からは名称を水の浸透を高める枝打ち事業に改め、現在まで実施しております。

1点目の町として現状の立木中心の森林整備、擁壁等中心の砂防施業に加えて土壌の状態、すなわち土中環境の整備を森林環境整備事業、森林再生事業の工種として施業する考えはないかについてですが、土中環境の整備とは、ご質問の中にありましたとおり、地表面に枝葉等を埋め込み、菌類や植物の根の伸長などによる下層植生の発達を促すことで、

雨水が染みやすい土壌をつくるものであり、直接的に地表面や土壌の改善を図る取り組みであります。

一方、現在、町が行っている間伐や枝打ち事業についても手入れがなされていない人工林の間伐や枝打ちを行うことで、残存木の成長を促すとともに、間接的ではありますが、地表面へ日光を届け、下層植生の発達を促すことで土壌を回復させ、健全な山林へ導く施業であり、手法は違えども同様に森林の公益的機能を回復させる取り組みであります。

この森林再生事業、水の浸透を高める枝打ち事業は、東京都からの受託事業であり、事業費についても全額が東京都から交付され、積算基準も定められていることから、土中環境の整備を工種として組み入れることは難しいものであり、また、森林環境整備事業や治山・治水事業においても、土中環境の整備を行うための補助制度がなく、仮に実施したとしても町単独の費用で施業することとなるため、財政面からも厳しいものであり、現時点では直接的に土壌の改善を行う土中環境の整備を行うことは困難であります。森林の公益的機能を回復させる一つのツールでありますので、ご提言として今後の参考とさせていただきます。

次に、2点目の町の森林の現状の理解を促すことを目的に、町内外から参加者を募り、講師を招いた講習会の開催を検討すべきと考えるが、町の所管はについてですが、ご質問にありましたように、山梨県小菅村では、水源の森再生プロジェクトとして、千葉県千葉市では、市民による1,000年の森づくりプロジェクトとして、それぞれの目的を持って環境改善の取り組みを進める中で、いわゆる土中環境の視点での講習会が開催されております。

議員からは、町の森林の現状の理解を促すことを目的に、町内外から参加者を募り、講師を招いた講習会の開催のご提言をいただいておりますが、小菅村や千葉市のようなプロジェクトが現在ない中で、町が実施主体となる単発的な講習会を開催することは、事業の継続性の観点からも難しいものと考えておりますが、町の森林の現状を皆で共有し、様々な角度から森林の再生について検討することは非常に重要なことととらえています。

今回、議員からは土砂災害と森林整備について、特に土中環境の整備という土壌の改善に着目したご提案をいただきました。

近年は、異常気象に伴う集中豪雨など過去に例のない雨量を記録し、各地で土砂崩れによる甚大な被害が発生しており、森林の荒廃による土砂災害への対策は、森林に囲まれた当町にとっても大きな課題であると認識しております。

町といたしましても引き続き東京都と連携し、森林の公益的機能を回復させるための取

り組みを進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（原島 幸次君） 伊藤英人議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） 丁寧なご答弁をありがとうございました。

再質問です。まず2問目の土砂災害と森林整備、土中環境の視点についてですけれども、町の現状の理解を促すことを目的に、せめて町職員の方たちだけでも講師を招いたような講習会を実地で開催できればいいかなと思います。まずは事業として継続していくためには職員の皆様の理解を促進していきたいと私は思っております。

再質問です。1問目のほうの夏の観光対応についてですが、以前も自分は一般質問出しておりました。それで、他の市町村の事例を参考にということでした。例えば川崎市の事例を私は見ていたりするんですが、それは議会で問題提起があつてから実際に事業体が設置されて、多摩川のバーベキュー場が管理されるようになるまで7年間時間を要しておりました。それぐらいかかりますものなので、町としても慎重に実現に向けて検討をお願いしたいと思います。

ただ、再質問として1つ、この一般質問が8月18日、ごみ拾いが行われた日に提出したもののなんですが、その週の終わりごろ水難事故が発生しております、この水難事故も結局は管理されていない河原、氷川で起こった事故ですけれども、氷川キャンプ場ではなくて管理されていない部分で発生してしまっております。そういった点に関して町として今後の方針などあれば、というか、町の所管など伺いたいと思います。

河川管理の事業を行うというのは7年間かかるというそれぐらい覚悟は要るんですけれども、こういった河川の適正利用に関するルールの啓蒙、つまり、景観保護等のルールを遵守してもらうためのこととか、水難事故を未然に防ぐための、例えば河川情報を流すとか、つまり、今回は土日や夏休みなのに小河内ダムが放流をしていた、そのことが観光客の方たちには知られていなかったのかもしれないなと思います。ダムの放流は緊急的なものですので、放流すること自体はしょうがないことかもしれませんが、もっとサイレンとかスピーカーとかで1時間に1回とか、緊急性が高ければ高いほど周知してもらいたかったかと思います。

それとごみ袋の販売についてもごみ拾いは町民の1%ほどの人が氷川で参加している状態ですので、アイデアは町民の中にあるのではないかと思います。クリーンキーパーさんの事例も考えながら、例えば自動販売機で河原にごみ袋を販売できるようにしておくとか、シーズンが始まったとき、これからは紅葉シーズンに入りますけれども、何か検討していただきたいと思います。

再質問は取りあえず1つ、水難事故に関して何か考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 1番、伊藤議員さんの再質問にお答えいたします。

水難事故の部分ですけれども、東京都水道局小河内ダム管理事務所さんや交通局の発電事務所さんなども放流開始時にはサイレンですとか、防災行政無線での広報、また、現場での広報などもしていただいております。それ以降、増水の部分に対してですけれども、今後ですけれども、やはり町からも東京都水道局さん、ダム管理事務所さんや交通局の発電事務所さんに増水時の注意喚起の強化をしてまいりたいと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 伊藤議員、よろしいですか。

○1番（伊藤 英人君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問を終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） それでは、2点ほどお伺いさせていただきます。

まず1点目の町関連施設でのコロナ感染、クラスター発生後の対策についてお伺いいたします。

まず町長をはじめ、職員の皆様におかれましては、コロナ感染対策、また、ワクチン接種では、休日を返上し、町民の皆様のためにご尽力くださり、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、オリンピック開会式後、令和3年7月31日を皮切りに、東京都のコロナウイルス感染者が1日で4,000人を超え、その後、5,000人台を推移しておりました。近隣市町村や奥多摩町でも感染者が増えており、先ほど町長もおっしゃっていたように、9月7日現在で奥多摩町の感染者は53名となっております。

職員の皆様におきましては、感染拡大防止に努めていただいていると思いますが、仮に奥多摩町役場や関連施設で感染者、もしくはクラスターが発生した場合の行政サービスにおける段階的な対策についてお聞かせください。

2点目ですが、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いいたします。

2020 年度第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略が発表されました。重点的検討事項の視点として地方への新しい人の流れの強化、地方創生に取り組む人材の育成や活躍の推進、新しい時代の流れを力にするソサエティー5.0 の実現に向けた技術の活用などが盛り込まれています。

この中でソサエティー5.0 の実現に向けた技術の活用の主要な施策例として、次世代情報通信インフラの地方における整備・利活用、デジタル人材の育成・確保、データ等の活用促進、未来技術の社会実装に対する地方創生推進交付金などによる支援などが挙げられております。

奥多摩町の小さな規模を逆に生かして、実験的、先進的な取り組みが行われる自治体を目指すことによって雇用の創出や過疎対策になるのではないかと考えます。

そこで質問ですが、奥多摩町のソサエティー5.0 の実現に向けた技術の活用の展望を過疎対策を踏まえて詳しくお伺いできますと幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、町関連施設でのコロナ感染やクラスター発生後の対策についてお答えいたします。

まず町民皆様、町内事業者皆様に感染予防の徹底にご理解、ご協力をいただいている中、先月、家族からの感染とはいえ、町職員1名の感染が判明いたしました。町職員の感染については、先月21日に町長メッセージを防災行政無線で臨時放送の上、町ホームページに掲載して公表したところですが、医療機関より、業務上における濃厚接触者はいないと判断を受け、これまで以上に町職員の感染対策を徹底し、役場本庁舎をはじめ、すべての出先機関を含め、感染防止対策を再点検の上、業務を継続しているところであります。

この町役場における感染防止対策については、町では昨年4月、国から最初の緊急事態宣言を受け、奥多摩町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、町内の感染予防、感染拡大防止対策や観光客に対する対策を協議する一方、町職員の感染予防、万一、町職員感染発生時の町役場や出先機関における業務継続、業務代替体制も含め、昨年5月の同本部会議で協議したところであります。

具体的には、感染発生後、町の公表方針に基づき、感染の状況、特に来庁者を含めた濃厚接触者の有無や公衆衛生上の対策等を速やかに公表し、感染拡大の防止を図る一方、役場業務を継続するため、本庁舎において感染発生時は、その感染状況に応じて感染した職

員の所属フロアは消毒完了まで閉鎖、当該フロアの濃厚接触者以外は、役場会議室や福祉会館会議室等で業務を継続することとしております。

また、万一住民課職員感染時の窓口業務は、地下1階の町民ホールに一時移設し、転入・転出などの各種届け出や住民票の発行などの業務は、継続する体制を確保しております。

ただし、古里出張所窓口は、建物の構造上、出張所内での一時移設は困難であることから、消毒完了までは閉鎖し、各種窓口業務は、本庁舎の住民課窓口で対応することとして、子ども家庭支援センターの相談業務は保健福祉センターに移設し、業務を継続することとしております。

次に、保健福祉センター職員感染時は、消毒完了まで1階事務室は閉鎖し、濃厚接触者以外は2階多目的室で業務を継続することとしており、特に窓口業務をはじめ、各種相談業務も継続する体制を確保しております。

なお、濃厚接触者に特定された職員は、保健所の指導により、健康観察期間中は在宅勤務を行うものとしております。

その他、町関連施設については、昨年5月に奥多摩町関連施設等に関する感染予防対策指針を策定しており、各施設の業務内容、建物の構造を踏まえ、より効果的な感染予防対策を講ずるものとし、万一の感染者発生時の対応についても保健所との連絡体制や来場者が濃厚接触者となる場合に備え、その連絡先の把握に努めるものとし、感染拡大防止を徹底するものとしております。

次に、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお答えいたします。

国におきましては令和元年度末に第二期の総合戦略を策定しましたが、新型コロナウイルス感染症のさまざまな影響を踏まえ、令和2年度末に早くも改訂を行いました。

議員からご説明のありましたソサエティー5.0は、日本が提唱する未来社会のコンセプトであり、内閣府によりますと、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものです。

総合戦略においては4つの基本目標を達成するための横断的な目標が位置づけられておりますが、その中に、新しい時代の流れを力にするために、地域におけるソサエティー5.0の推進があり、この地域におけるソサエティー5.0の実現に向けては、医療、福祉、教育などの社会全体の未来技術の実装を支援することを通じて、デジタル・トランスフォーメーションを強力的に推進することとしております。

このデジタル・トランスフォーメーションは、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念で、その内容は、進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていくというものです。言いかえすと、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することや既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすものという意味があると言われております。

議員からはソサエティ5.0の実現に向けた技術の活用の主な施策例を挙げていただき、町は小さな自治体であることを逆に生かして、これらの様々な取り組みを導入することによって、雇用の創出や過疎対策に繋がるのではないかとのご提言をいただきました。

国におきましては、今年の5月にデジタル社会形成基本法などデジタル改革関連6法が成立し、この9月1日にはデジタル庁が創設され、また、東京都では、今年の4月1日にデジタルサービス局が発足したところであり、都では行政手続のデジタル化や都庁内部の文書決裁を原則すべて電子化すること等を目指すとともに、高速通信規格5G等の活用による国際競争力の向上にも取り組んでいくとしております。

こうした動きの中で町におきましては、現在も続くコロナ禍での役場業務におけるテレワークの推進や全庁を挙げてのコロナ対策等を含め、執行体制や業務内容の課題等も浮き彫りになってきており、安定的な住民生活に資するサービス提供を維持するために日常的な業務をいかに継続していくかについて、これまで以上に熟議しなければならない状況にあります。

従いまして、国が打ち出しましたソサエティ5.0の実現のために、町が直接的に関与する積極的な取り組みは、現時点では困難な状況にあります。

しかしながら、民間事業者の間では、積極的な取り組みが展開されており、次にご説明する事業につきましては、間接的ではありますが、町が連携協力し、推進を図っております。

最初に、地方創生に資するテレワークの推進に関してですが、旧古里中学校を活用してOKUTAMA+がワーケーションという形で関係人口の創出を目指し、取り組んでおります。ワーケーションは、仕事の「ワーク」と旅行するための休暇「バケーション」を組み合わせた造語で、宿泊も兼ね備えたOKUTAMA+にテレワークが可能なコワーキングスペースを設け、仕事と観光を満喫していただくものであります。

この事業に関しましては、本年6月第2回町議会定例会におきまして7番、澤本幹男議員及び9番、石田芳英議員からの一般質問に対して答弁をいたしましたので、詳細は割愛させていただきますが、これらの取り組みは、地方への新しい人の流れを創出し、活力あ

る地域社会の実現にも寄与するものとして期待をしております。

なお、OKUTAMA+からは、8月5日付の自治会へ配布する回覧で施設の紹介や事業概要についてご案内をさせていただきましたが、より住民皆様に親しんでいくためにも今後、回覧等を発行してまいりたいとの意向を示しておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、未来技術の社会実装に向けた取り組みに関してですが、町では令和元年度から日本郵便株式会社のドローンを用いた宅配送の実証実験に地域や関係機関等への連絡調整を含め、サポート協力をしております。

この日本郵便におけるドローン活用検討の経緯につきましては、今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中、人手不足による人件費上昇への対応と限られた人的リソースを最大効率で活用することが必須であり、これら物流分野における課題解決の一つとしてドローンや配送ロボット等を活用した取り組みを推進しており、平成28年度から福島県の南相馬市や浪江町を中心に郵便局間の輸送実験をしてきました。

奥多摩町での取り組みは、令和元年度から始まりましたが、町での実証実験の内容は、ラストワンマイル配送であり、これまでに奥多摩郵便局、あるいは旧小河内小学校を離着陸地点として数キロ離れた中山間部の集落地点まで、目視外飛行により定期的にドローン配送を行いました。

今年度につきましても冬場を中心に実証実験が続けられる予定となっておりますが、今年度は、ドローンにより集落地点に到着した郵便物等の荷物を人の手を介さずに連携機構という荷物を受け渡すシステムを用いて、地上を自動に走行する配送ロボットに当該荷物をセットし、最終的に個人宅まで荷物をお届けする実証実験を行う予定であります。

配送ロボットにつきましては、都内では公道での配送実証が行われていますが、ドローン単体では配達できない、配達困難地域でもある中山間地での歩道と車道が分離されていない公道での実証実験を行うことにより、新たな配送モデルを確立し、今後の社会実装と配送の高度化を目指しております。

ただいま2つの事例を挙げさせていただきましたが、これらは町の過疎対策にも有効な手段であると認識しており、引き続き連携協力を進めてまいりたいと考えます。

○議長（原島 幸次君） 森田紀子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） ありがとうございます。再質問ではございませんので、ご回答は結構でございますが、テクノロジーは使い方によってもろ刃の剣となります。現在の中国のように、これを全体主義的な国民を管理する監視社会のために使うのではなく、

人々が自由に個人の可能性を最大限に引き出せる社会を目指すために使うのが理想です。町長もおっしゃっていたように、日本では9月1日にデジタル庁が創設されました。昨年の11月、マイナンバー口座ひもづけ義務は見送られましたが、ここで法人への預貯金、課税導入の言及も聞こえてきております。今後、マイナンバーを活用して金融所得を名寄せし、個人への預貯金課税が行われる可能性もあります。テクノロジーの活用によって町民の皆様の財産権などが脅かされる事態になっても裁量権が許される限り、町民の皆様が幸せに暮らせる方向でテクノロジーを使っていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（原島 幸次君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時10分から再開いたします。

午後2時55分休憩

午後3時10分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

私からは、2点質問させていただきます。

まずはじめに、町道・盛り土の安全点検、調査状況について伺います。

近年、時間雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加しているなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しています。そのため各地でこれまで経験したことのないような甚大な被害が毎年のように発生しています。

静岡県熱海市では7月3日、長雨により盛り土が原因の大規模な土石流が発生し、多くの命が失われました。崩落した土砂の総量の97%は、土石流の起点周辺に造成されていた許可の規定量を超える盛り土だったことが分かっており、人災との指摘もあります。

また、最近では8月11日からの西日本を中心にした線状降水帯による大雨により、各地で河川の氾濫や土砂災害が発生し、人的被害が相次いでいます。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に対して心よりお見舞い申し上げたいと思

います。

奥多摩町では、一昨年起きた台風第 19 号による甚大な被害が記憶に新しいところですが、日原街道の崩落により約 7 カ月間の通行止め、全面復旧までに 1 年以上を要しました。孤立してしまった日原地区の住民の皆さんの命と暮らしを支えるために、さまざまな対策を講じるなど、多くの教訓を得ました。

また、大雨による影響ではなかったようですが、先月 7 月 18 日に国道 411 号の坂本トンネルから峰谷橋の間で土砂崩れが発生しました。約 10 日間の通行止めを余儀なくされ、峰谷、川野、留浦地域にお住まいの方々や奥多摩町や青梅方面に勤務する丹波山・小菅村の方々にもしばらくご不便な生活を強いることになりました。当日は、お天気のよい日曜日ということで、来町者も多く、お昼過ぎに突然起こった土砂崩れは、自動車 3 台とバイク 2 台を巻き込み、バイクお一人の方が怪我をされましたが、幸いにも命を失われる大惨事とならなかったことは、不幸中の幸いでした。

災害発生の翌日、7 月 19 日と片側車線通行可能となった後の 8 月 5 日に視察させていただきました。翌日は、生き埋めになられている方がいるかもしれないということで慎重な作業が行われていましたが、いないことが判明すると、迅速な土砂の撤去作業が行われ、7 月 28 日午後 5 時には片側通行が可能となりました。

通行止めの期間中、峰谷の小学生の登下校やワクチン接種、福祉の配食サービス等に湖面利用の文字どおり助け船を出していただいたり、周遊道路の通行可能時間を広げていただいたりと、住民の要求に対し、迅速に対応をしていただきました。改めましてご尽力くださった東京都の職員の皆様はじめ、地元建設業者、電気や電話などのライフライン関連などの関係機関の皆様や町役場職員の皆様に感謝申し上げる次第です。

東京都西多摩建設局の方の話によると、今回の土砂崩れは、土というより、ほとんどが白亜紀の粘板岩、または頁岩（けつがん）と言われるはがれやすい岩だったそうです。現場は、昭和 31 年ごろにダム建設のために新設された道路の法面で、当時、強固な岩だからと玉石積みされていなかった箇所です。崩れたのは戦後初めてで、予兆もなく、今回の土砂崩れは全くの想定外だったそうです。

東京都では、毎年、安全確認と点検を定期的に行っているそうですが、今回の災害を教訓に今後の点検の観点に加えるとのことでした。

こうした近年の災害を見ますと、今までに起きた災害の教訓に学び、できるだけ災害を未然に防ぐ手だてをとっておくこと、また、一本道の多い奥多摩においては、孤立してしまう可能性のある住民の暮らしを守るための手だても構築しておく必要があることを切実

に感じます。

さて、前置きが長くなりましたが、今回の質問です。国道、都道の場合は、東京都で定期的な点検、安全確認等行っているということですが、町道の場合はどうなっていますでしょうか。特に土砂崩れが起きれば住民が孤立してしまう恐れのある地域の町道の法面など、崩れないか心配だという声も寄せられています。現在の町道、生活道の点検状況、補修予定などお答えください。

また、町には盛り土をされた場所があると聞いています。奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例も制定されていますが、その条例が守られているかも含めて、調査状況をお答えください。

以上、澤本議員、木村議員の答弁と重複する部分もあろうかと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチンの子どもへの接種についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種対象者が当初の16歳以上から12歳以上へと拡大されました。これを受け、12歳以上の主に中学生を対象にしたワクチン接種が行われることになりました。

奥多摩町では、ワクチンの供給も確定し、今のところ10月前半完了をめどに集団接種で行う予定だということですが、心身ともに成長途中であり、不安定な思春期の子どもに対するワクチン接種ということで、成人に比べ、よりきめの細かい対応が求められます。思春期のお子さんをお持ちの保護者の方からも不安の声が聞かれるところでもあります。

現在まで日本では、ワクチンのこの年齢層における効果や安全性についてのデータは得られておらず、諸外国においても、接種後、短期間での効果と安全性は評価されているものの、接種後何年か経過した状況での効果や安全性については、全対象年齢においても評価がされていません。私は、ワクチン否定派ではありませんが、そういった部分で、まだ未知のワクチンであり、安易に推奨できるものではないと思っております。

しかしながら、従来株では比較的感染しにくいと言われた小児でも感染力の強い変異株では感染例が増えてきており、子どもから大人への感染も見られるようになった今の状況下では、ワクチン接種の拡充は必至であると言えます。

しかし、思春期の子どもに対する接種は、慎重かつ丁寧に対応する必要があると考えます。ワクチン接種後の痛みなどの局所的副反応、発熱、倦怠感などの全身的副反応においても高齢者に比べ、年齢の若い方により多く発現することもわかっています。さらに、ワクチン成分や接種方法とは直接関連性が薄い、接種時の緊張などから来るこの年齢特有の

接種直後に起こる反応や、まれではありますが、接種後しばらくたってから起こる反応が生じる可能性があることも子宮頸がん予防ワクチン接種後の反応事例等から分かっております。そのような起こり得るさまざまな反応について周知しておくことが重要です。

公益社団法人日本小児科医会は、この年齢層が緊張やストレスなどで起きる血圧の低下、脈拍の減少により気分が悪くなったり、失神したりといった症状を起こす血管迷走神経反射やあるきっかけによる集団反応が起こりやすい年齢であること、つまり、接種による心の負担が急性ないし慢性的反応を引き起こす予防接種ストレス関連反応が起こりやすい年齢であることから、接種前、接種時、接種後の各場面にわたり丁寧な対応が必要であることを提言しています。

また、基本的に完成しても極めて軽症な年齢層における接種においては、有害事象の発生は極力抑えるべきであること、個人の意思や健康上の理由等から接種に至らない小児が差別を受けないように配慮することなども提言しています。

そこで、以下質問いたします。

1、予防接種ストレス関連反応は、接種することへの不安によって生じるものであることから、本人はもちろん、保護者にも接種前に丁寧かつ十分な情報提供を行い、できるだけ不安を取り除く必要があります。相談窓口も設定されていますが、対象者本人と保護者の全員が納得して接種を受けるか受けないかの判断ができるよう、より積極的なメリット・デメリットを網羅した情報の提供方法が望まれます。町としてはどのような対策をお考えでしょうか。

2、万が一接種の前後で失神や嘔吐等の症状が出た場合に、集団反応が起こる可能性もあります。そうした場合に備えての対策はとられていますでしょうか。

3、接種を受ける、または受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないよう学校においてもワクチンの接種は強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由やさまざまな理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること、また、その判断は尊重されるべきであることなどを児童・生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めることが必要だと思いますが、学校現場での対策は考えられていますでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、町道・盛り土の安全点検、調査状況についてお答え申し上げます。

町は、道路法の規定に基づき、道路台帳を整備し、町道 335 路線、延長 222.1 km、橋梁 162 橋、延長 2.1 km、トンネル 4 カ所、延長 89m の合計 224.3 km について住民皆様の日常生活に支障を来さぬよう道路の点検を行い、道路機能の管理に努めております。

ご質問の現在の町道、生活道の点検状況、補修予定などをお答えくださいます。ありますが、町道の点検状況につきましては、道路台帳をもとに各路線の道路状況について担当課の職員が常態的にパトロール点検を実施しており、道路の上部、下部の斜面状況や道路構造物の劣化、破損、あるいは排水施設の機能状態について点検、確認を行い、担当課内で情報を共有し、道路機能や安全性に影響を及ぼす変化、変状が認められた場合は、速やかに道路維持補修事業により対策工事や補強工事、あるいは改修工事を実施することで、道路機能の保全及び安全の確保に努めており、毎年 70 件を超える町道の維持補修工事を実施しております。

加えて、住民皆様の生活に欠くことのできない各地域の重要な橋梁につきましても 5 年ごとに近接目視による橋梁点検を実施しており、点検の結果に基づき、各橋梁の健全度の把握を行い、必要に応じて修繕工事や補強工事を実施することで、橋梁の安全確保にも努めております。

また、町は、平成 22 年度から一般社団法人奥多摩建設業協会と災害時における応急対策業務に関する協定を締結しており、災害発生時における道路機能の復旧等、緊急対応について相互に協力することとしており、協会に加盟している町内の建設業者 14 社は、災害発生時の対応区域が定められており、発災時には速やかな対応が可能となる体制を構築しております。

さらに町内の建設業者の皆さんは、協定に基づき、平時からそれぞれの受け持ち区域において日常的に道路の状況や危険箇所の点検、確認をしていただいております。危険性が認められた場合には町に情報提供していただくことで、速やかな対応が図れる環境となっております。

次に、奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が守られているかも含めて調査状況をお答えくださいます。ありますが、7 番、澤本幹男議員並びに 5 番、木村圭議員から同様の趣旨のご質問いただきましたので、答弁が重複する部分がございますが、ご理解いただきたいと思います。

町は、平成 8 年 3 月に土砂等による土地の埋立て、盛り土及び切り土行為について必要な規制を行うことで生活環境の保全及び災害の防止を図り、住民の健康で安全かつ快適な

生活を確保することを目的として、奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定し、土砂等による土地の埋め立てや盛り土、もしくは切り土の行為を行おうとする事業者を対象に厳しく規制を行うこととしています。

この条例では、事業区域の面積が 500 m²以上の場合及び土砂等による土地の埋め立て、盛り土を行うことにより、当該埋立て、または盛り土を行った土地の高さが 1 m 以上となる行為を行う場合は、町長の許可が必要と規定しています。

この条例における許可の基準は、事業区域及び周辺地域における道路、河川及び水路その他公共施設の構造等に支障が生じないように、必要な措置を講じることをはじめ、多くの条件が許可基準として規定されています。

更に条例施行規則では、許可申請に必要な各種設計図面や土量の計算書など、安全性を証明する詳細な資料の提出を義務づけており、許可を受けた事業者がこの条例の規定に違反した場合は、その事実を公表することができるとともに、過料を科する罰則も規定されております。

事業者が事業を実施し、町に土地の埋立てや盛り土に関する許可申請が提出された際は、関係課長で構成する奥多摩町土砂等による土地の埋立て等事業審査委員会において事業の内容やその安全性について審査を行い、可否の決定を行うこととしており、事業の安全性と事業者の責任を重視した規制のハードルが高い条例、規則となっております。

条例が施行された平成 9 年 4 月 1 日以降、現在まで事業許可申請の受付はございませんが、今後、新たに事業者から許可申請が提出された際は、条例、規則に基づき、事業の内容を厳しく審査し、強く規制することで、住民皆様の生活環境の保全に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの子どもへの接種についてですが、はじめに、予防接種ストレス関連反応についてですが、町では 12 歳から 15 歳の接種対象者への接種券などの送付の際、「12 歳から 15 歳のお子様の保護者の方へ、新型コロナウイルスワクチン予防接種についての説明書」を同封してお知らせをしております。この説明書では、接種をする場合には、予診票の書名欄に保護者の氏名を署名し、署名がなければ予防接種は受けられないこととなっております。さらに国の示す説明書には、中学生以上のお子様への予防接種については、接種医療機関、接種会場が認める場合には、「保護者がこの説明書を読み、予診票に保護者の方が自ら署名することによって、保護者の同伴がなくても、お子様は予防接種を受けることができる」と記載されていますが、町では、町医師会との協議の結果、安全面を考慮し、原則 15 歳以下のお子様には保護者の同伴をお願いしております。

また、ストレス関連反応のリスクを減らすには、信頼できる身近な人を同席させること

が有効であると言われていることから、集団接種会場では、問診や接種等、すべての行程において保護者の同伴が可能としており、また、16歳以上のお子様で保護者が同伴せずに接種する場合には、予診票に緊急連絡先として必ず保護者の方と連絡のつく電話番号を記載していただき、万々に備えた医療体制を整えております。

そのほか説明書には、ワクチンの効果と投与方法、予防接種を受けることができない方、注意が必要な方、接種を受けた後の注意点、副反応などについて予防接種健康被害救済制度、ファイザー社製ワクチンの特徴など、より安心して接種していただけるよう記載しておりますので、保護者が納得した上で接種のご判断ができるようになっております。

また、町独自の対応として、新型コロナウイルスワクチン接種後の注意や、帰宅後、副反応と思われる症状が起きたときの相談先等を掲載したリーフレットを全戸に配布し、情報提供に努めております。

更に集団接種会場の接種体系では、2レーンによる医師の問診、看護師によるワクチン接種を行っており、そのスペースは、全てパーテーションで区切り、予診待機の方の席や接種を終えた経過観察の方の席からは直接見えない工夫を施しております。

この接種体系では、ほかの被接種者と一緒にならないようにすることで、他人の目を気にすることから生じるストレスをなくし、そして、接種時に失神などのストレスに伴う反応が起こった場合でも、それを他の被接種者が目撃することによる接種への恐怖感が伝播することを避けることができます。

このほか現在、町内医療機関の医師からも防災行政無線を通じて感染症対策や接種のお願いなどのお話をさせていただいておりますが、引き続き積極的な広報活動を行い、住民の皆様が不安なく接種できるよう努めてまいります。

次に、集団反応への対策ですが、ストレス関連反応の対策同様、ワクチン接種会場の接種行程スペースをすべてパーテーションで区切って、他人の目や直接見えない工夫を施して今後も接種を進めてまいります。

接種行程の対策では、はじめに医師が予診票の内容や問診の結果、予防接種を受けたことのある方で予防接種を行う必要がないと認められる方、37.5度以上の発熱がある方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな方、予防接種を行うことが不相当と認められる方への接種を進めることはしておりません。

また、接種の判断を行う際に注意することとして、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方、過去の予防接種で接種後2日以内に発

熱の見られた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方、過去にけいれんの既往がある方、過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症がいる方、接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを起こす恐れのある方などは特に注意して接種の有無の判断を行います

更に経過観察時間として経過観察時間案内カードに過去の予防接種でアレルギー症状を起こしたことがある方、気分が悪くなったりした方など、30分程度の経過観察を要する方と、15分程度の経過観察でよい方と判断いたします。また、過去にアナフィラキシーや血管迷走神経反射の疑いのある方は、臥床接種として簡易ベッドで伏した状況で接種を判断します。

さらに医師の問診後のワクチン接種では、接種担当の看護師は、接種の前後に声かけをし、接種に対する不安の軽減や接種時にしびれ感や激しい痛みがないかを確認いたします。また、医師が判断した臥床接種の方には、パーテーションなどで区切られたスペースの救護室の簡易ベッドで他の看護師が接種を行います。

その後、フリーの看護師が接種を終えた方を経過観察ブースへ誘導し、接種終了順に座席に案内し、経過観察が30分の方は要フォロー席として救護室から近い場所へ案内いたします。そして、接種を終えた方の様子を経過観察の看護師が注意深く観察し、適宜声かけを行い、体調に異常を感じた場合や有症状の方を発見した場合は、速やかに他の看護師に応援を要請し、医師の指示を仰ぎ、救急搬送の可能性が高い場合は、救急搬送を要請いたします。

会場内の装備としましては、救急反応バックやAED、酸素投与器具一式、救急搬送用のための担架やストレッチャーなどを備え、さらに現在は若い方に副反応が多く見られることから、経過観察の看護師を増員して副反応の対応に重点を置いております。

また、体調不良を訴えた方には、緊急時対応記録簿や体調不良者等対応表に記入し、接種を終えた方の帰宅後も追跡調査として保健師、看護師、または職員が電話でのその後の体調確認や聞き取りを行っており、考えられる万全の対策を講じております。

さらに集団接種後は、奥多摩病院看護師を中心に、保健福祉センターの保健師や看護師などで集団接種での検証や接種マニュアルの改訂などの打ち合わせを行っており、その後、定期的開催している町内医師会とのズーム会議で医師との意思疎通を図り、マニュアルの改訂の決定や次回の集団接種に備えております。

いずれにいたしましても被接種者の年齢層や基礎疾患のある方等に対応した集団接種を検証、検討しながら進めてまいります。

最後に、学校現場の対策は考えていますでしょうかについてですが、ワクチン接種を受ける受けないことによって差別やいじめが起きないようにするための学校現場の対策といましては、6月22日付、東京都教育委員会からの事務連絡では、ワクチンの接種は強制でないことなど、大澤議員ご質問の内容が含まれており、この事務連絡を各学校へ既に通知し、教職員に周知徹底を図るとともに、12歳以上へのワクチン接種が9月11日から開始されるため、事務連絡の内容を各学校から児童・生徒や保護者へ周知し、差別やいじめの防止を徹底しております。

また、ワクチンの接種に伴い、万一差別やいじめなどがあつた場合には、学校に設けておりますいじめ相談窓口で相談を受け付ける体制をとっております。相談の内容によりましては、より専門性の高い校内のスクールカウンセラーや教育相談室につなぐなどの対応をすることで解決を図ってまいります。

○議長（原島 幸次君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご丁寧に答弁ありがとうございました。

再質問です。奥多摩町は、先ほど来の答弁からもありましたが、レッドゾーン、イエローゾーンだらけであり、その全ての安全点検を日常的に網羅することは困難であると考えます。また、急を要する危険箇所の把握も役場職員と自治会役員、それから協定を結んでいる建設業者の方々いらっしゃるということですが、だけではやっぱり困難だと思います。

先日、小河内地区を訪れましたら、町道の法面がシカやイノシシの獣道になっていて、しょっちゅう通ることから土や石が道路にしょっちゅう落ちていることがあるということで、防護ネットを設置してほしいというご意見をいただきました。そういった情報は、ふだん通行している住民が一番よく把握しています。議員としてもそういった住民の方のご意見を町に届けるのが仕事ではありますが、広い町内のすべてのそういった声を把握するのは困難です。ご意見をくださったその方も、怖いと感じつつ、わざわざ町に出向いて要望するのも躊躇するということでした。災害対策では、予兆をつかみ、できるだけ被害を未然に防ぐことが重要です。

そこで提案ですが、東京都のホームページでは、あなたの声をお寄せくださいと都民の声相談窓口が設置され、メール、ファクス、手紙、電話等で意見を受け付けるようになっています。奥多摩町のホームページではそういった窓口が見当たりません。メールなら時間も気にせず、気軽に書き込めるといったご意見もあります。質問や要望でなくても、いついつこの場所で、通行中に上部から枝や石が落下したとか、大雨の後、冠水している場所があるといった危険箇所の把握に役立つような情報を書き込んでいただだけでも有益

だと思えます。登山道やむかし道などは、町民よりも観光客の方のほうが情報は多いかもしれません。ぜひ町のホームページで、町内外から広く情報や意見、要望を書き込める相談窓口を設置していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

また、先ほど伺った町道の点検状況や補修工事予定についてもホームページ上でアップしていただけると、近隣住民の方は安心できると思えます。

盛り土については、各地で条例規則に従わない業者が問題になっています。熱海の事例では、現所有者と前所有者で責任をなすりつけ合う無責任な姿が報道されていました。奥多摩町で同様のことが起こらないように管理責任の所在、チェック体制を明らかにしておく必要があります。場合によっては規制の強化も必要だと考えます。今のところは申し出がないということですが、今後、そういうこともあるかと思えますので、対策を強化しておくことが必要だと考えます。

また、この盛り土の場所、点検状況など、一番町民が知りたいのは、自分の家のそばに盛り土がされているかどうかということで、それを分かる情報元がありません。なので、これもホームページ等で、どこに盛り土があつて、どういう状況かというのをホームページ等で知らせていただけるとありがたいと思えますが、いかがでしょうか。

コロナワクチンについては、再質問ではありませんが、要望いたします。他自治体の学校では、教師が生徒にワクチンの接種の有無を挙手させ、確認したということが起こっています。接種や副反応で休んでも欠席扱いにならないと伝える際などに挙手させたということですが、同調圧力を生む恐れがあり、配慮不足だと言わざるを得ません。奥多摩中学校でも10月の接種日は登校日となっており、ぜひご配慮をお願いいたします。

保護者の方からのご意見を紹介します。アレルギー疾患があり、副反応も不安なことから接種しないことにした子どもさんが、学校でほかの子どもさんから「注射しないでコロナにかかるの怖くないの」と言われたという声が寄せられました。その子どもさんは、打つ人からしたら我が家の選択を理解できない人もいるかもしれないということはわかると、それほど気にしておらず、相手の子どもさんも悪気があったようではないそうですが、理解されないということは差別にもつながる恐れがあると思えます。いろいろな情報やいろいろな体質のために現状、接種を見送る人もいて、それは悪いことではないということをお先生から子どもたちにぜひ丁寧に話していただきたいと思えます。

年齢の低い方ほどつらい反応が出ていることに加えて、子どもでの副反応情報が少ないことが不安だという声も寄せられています。現状で得られる情報をできるだけ発信していただき、保護者が納得できる選択ができるようお願いいたします。

また、若い人への接種後の心筋炎や心膜炎について心配だという声も寄せられました。親の接種の際には、当日の激しい運動は避けてくださいというただし書のみ説明しかありませんでしたが、12歳から20歳ですと、部活で激しい運動をしている子も多くいると思うので、別紙で分かりやすく、何日接種のため、何日まで部活、体育等の運動は避けること等のお知らせをしてもらえると助かる。その用紙があれば、部活の顧問や体育教師等にも休みの申請がしやすいというご意見もありました。ひと手間かかることではありますが、奥多摩町でそういう取り組みをしていただきたいということです。

先ほど来のご答弁では、非常にきめの細かい対策をしてくださっているんだなと思ってありがたく感じましたが、更にこういう本当に細かい指摘ですが、していただくとありがたいです。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 6番、大澤議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

道路の点検の関係でございます。現状では、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、業者の皆様の協力やら、職員のパトロールやらで対応を採っているというところでございます。

議員からは意見等を簡単に受け付けできるような、そういった窓口を設けてはどうかというようなご提案をいただきました。これにつきましては、確かに有効な手段ではあるのかなというふうに感じますので、今後、検討させていただきたいということでよろしくお願いをしたいと思います。

それから、盛り土の関係でございます。盛り土の関係につきましては、令和3年8月4日付で国交省のほうから都道府県に対しまして緊急の調査をするようにという調査の発出が出ております。それを受けまして、東京都におきましては都市整備局から同じく8月の20日付で各区市町村への調査依頼ということで調査が来てございます。

この調査の対象エリアでございますけれども、土砂災害警戒区域の上流及び警戒区域内等ということで、そういった区域の中にある盛り土について安全性をチェックしなさいという調査でございます。これにつきましては国土交通省監修の盛り土による災害防止のための総点検要領、こういったものに基づいてやりなさいということで指示が来ておまして、10月末までの調査期間ということで現在準備を進めているというところでございます。こういったこともまとまりましたらホームページで発表できるか、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 大澤議員、よろしいですか。

○6番（大澤由香里君） 検討していただけるということで、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

以上で、日程第2 一般質問は、すべて終了しました。

次に、日程第3 陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題とします。

本件については、去る9月6日、総務文教常任委員会に審査が付託され、7日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。審査の経過及び結果について総務文教常任委員長、澤本幹男議員より報告願います。澤本幹男議員。

〔7番 澤本 幹男君 登壇〕

○7番（澤本 幹男君） それでは、総務文教常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、9月6日に開会の第3回定例会第1日に審査が付託された陳情第3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、9月7日に委員全員と総務課長の出席のもと、審査を行いました。

陳情第3号について、まず担当の総務課長の説明を求め、次に、議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

はじめに、所管であります総務課長より、本陳情書に掲げられている事項について、辺野古新基地は、建設着手から4年となり、埋立てを行っている最中で、計画の5%の埋立てが完了していること。国は、埋立変更承認申請を行っているが、沖縄県は承知しない構えであること。辺野古埋立ての県民投票では、投票総数の71.7%が埋立て反対であったこと。沖縄県は、日米両政府に辺野古移設の断念と対話による解決を求めてきたが、日米両政府は、辺野古が唯一の解決策としていること。国と沖縄県は係争中であること。以上のことから、この問題に関して町は、現状及び今後の情勢等について日米両政府・沖縄県及び全国の自治体などの動向を見守っていきたいと考えているとの説明がありました。

次に、議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、瑞穂町、

日の出町、檜原村は、ともに本陳情に係争中の案件であるため、請願・陳情取扱要綱の定めにより、一般文書として取り扱い、委員会等での審査及び本会議での採決は行わないこと、青梅市でも同様の取り扱いであること、その趣旨は、現に係争中、または調停中の事件に対して議会が態度を表明することはなじまない、司法権の独立を侵す恐れのあるとしていることとの説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、県民の思いは十分感じる。しかし、地理的に米軍が撤退すると、東アジアの平和は守れない。議会という組織としての責任もあるので、不採択。

現地視察をしたことがあり、県民の心情は理解できる。しかし、基地問題は、国防・外交問題でもあり、一町議会が意見書を出すのは問題であると考えるので、不採択。

陳情書の標題を見る限り、国民的な議論を求めているものであり、そのこと自体は、採択してもよいと考えるので、採択。

墜落事故なども多くあり、これ以上負担をかけることは申しわけなく思う。個人的には武力で平和は築くものではないと考える。しかし、では、基地はどこへなどの問題や米軍が撤退することも問題であり、現実を考えると、一地方議会として意見書を出す問題ではないと考えるので、不採択。

沖縄県は難しい問題を抱えており、県民の苦しみは理解できる。しかし、中国の海洋進出なども多くなっており、抑止力としての日米安保は必要である。また、係争中の問題でもあり、どちらが正しいなどを町議会が示すべきものではなく、差し控えるべきと考えるので、不採択。などの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第3号については、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

陳情第3号の総務文教常任委員会委員長の報告について、所管外で質疑があればお願いします。質疑はありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

採択に対して質疑ではありませんけれども、常任委員会の皆さんが県民の思いはわかる、県民の心情はわかる、県民の苦しみは理解できるというふうなご意見をくださったんですけども、皆さんご存じのとおり、私は、自分が沖縄県の出身ということで、本当にわかっているのかなというのが本当にせつない思いで、今、委員長の報告を聞かせていただき

ました。

要するに、日本の平和は、沖縄の犠牲がないと守れないというところで、県民投票で7割以上の県民が反対だという姿勢を示したにもかかわらず、やっぱり民意は尊重されず、それはなぜかという、これにも書いてありますけれども、本土の理解が得られないからと。私たちには民意がないのかと沖縄の友人も言うておりました。

よく日本は平和だというふうに言われますけども、私は、だれかの犠牲の上に、だれかの苦しみや悲しみの上に成り立つ平和というのは、本当の平和ではないと思っております。意見として述べさせていただきました。

以上です。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第3号の総務文教常任委員会委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第3号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国内移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、採択するべきとの立場から、総務文教委員会の不採択とする審査結果に反対の立場で討論いたします。

地方自治法は、全国の自治体の指針であり、自由と民主主義の原点です。地方自治法の第1条の2、地方公共団体の自主性は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」「地方公共団体に関する制度の策定及び政策の実施に当たって、地方公共団体の自主性が十分に発揮されるようにしなければならない」としています。

憲法95条では、陳情にもあるように、住民投票を義務づけ、地方の優位性を保障しています。国は、その原則に基づき、自治体の自主性と自立性を尊重し、話し合いを通じて打開の道を見出すようにしなければなりません。

しかし、現状は、沖縄県の民意が何回も示されたにもかかわらず、一方的に辺野古新基地建設工事を強行しています。そのような国の姿勢は、県民の自主性や自立性を尊重して

いるとは到底言えず、国の都合で権力により自治体を一方的に従わせるような手法は、地方自治の理念に反していると言わざるを得ません。

地方自治においてとりわけ重要なのが基本的人権の保障です。米軍基地が集中する沖縄では、たび重なる米軍及び米軍属による事件・事故など、この基本的人権が日常的に脅かされています。自治権の侵害や平和的生存権や幸福追求権などを侵す憲法違反が当たり前のように横行しているのです。しかも 20 万人もの犠牲者を出した沖縄戦の遺骨が埋まっている沖縄南部の土をあらうことか新基地の埋め立てに使うとは死者への冒瀆であり、人道に反します。

政府が民意を無視して辺野古新基地建設を強行することは、基本的人権をおろそかにし、地方自治を破壊するものです。地方自治体は、住民の暮らし、人権の保障、福祉の増進に責任を持っています。地方自治が尊重されてこそ、地方自治体の責務が全うされます。

今回の陳情に反対するということは、沖縄県の民意を無視することであり、地方自治の破壊を容認するものです。沖縄の基地問題は、沖縄だけの問題ではありません。国全体として考えねばならない問題です。私たちは、日本を構成する同じ一自治体として沖縄県民の心に寄り添い、地方自治を推進する立場として賛成すべきと考えます。

よって、係争中だから、一町議会として意見できるものではないという理由で不採択とする決定には納得できません。せめて趣旨採択にするべきです。

以上のことから、本陳情については、採択すべきであると述べて総務文教委員会の決定に反対といたします。

○議長（原島 幸次君） 次に、陳情第 3 号について賛成の議員の討論を行いたいと思います。賛成の議員おいでになりますか。8 番、小峰陽一議員。

○8 番（小峰 陽一君） 小峰です。

確かに相田さんの気持ち、それから、大澤議員の気持ちはわかります。わかりますが、皆さんも言われているように、やっぱり国の問題であるということは、やはり、一自治体が口を出していいのかどうかというのが私はひっかかります。もう一つは、係争中である。大澤議員の言うように、国がちゃんとした対応をすべきだということで、我々がそこに口を挟む余地がないように私は思いますので、不採択に賛成です。

○議長（原島 幸次君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） よって、これより採決をしたいと思います。

日程第 3 陳情第 3 号について総務文教常任委員長の報告は不採択とすべきものであり

ますが、これに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、陳情第3号については、本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、9月17日となっておりますので、明日から9月16日までの7日間は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、明日から9月16日までの7日間は、休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、9月17日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員